

発達障害の早期発見、 早期支援ガイドブック



日本発達障害ネットワーク 編

目次

はじめに	1
第1章 発達障害ってなんだろう	3
[I] 発達障害とは	4
[II] 発達障害の発生率	6
[III] 広汎性発達障害(自閉症)	7
[IV] LD(学習障害)	13
[V] ADHD(注意欠陥多動性障害)	20
第2章 早期発見・早期支援	25
[I] 早期発見・早期支援の大切さ	26
[II] 早期発見の動向	28
1. 広汎性発達障害	28
2. LD	32
3. ADHD	35
[III] 早期支援のポイント	38
資料編	41
I 発達障害関係の法令	41
1. 発達障害者支援法	41
2. 発達障害者支援法施行令	47
3. 発達障害者支援法施行規則	48
4. 学校教育法施行規則	49
II 文部科学省の全国実態調査の質問項目	50
III 日本発達障害ネットワーク(JDDネット)およびその加盟団体	54
IV 発達障害者支援センター一覧	56
V 各地の診断・相談・療育機関	58
VI 参考図書	63

はじめに

2005年4月に「発達障害者支援法」という法律が施行されました。これは、これまで既存の障害者福祉制度の谷間に置かれ、その気付きや対応が遅れがちであった自閉症・アスペルガー症候群、LD、ADHDなどを「発達障害」と総称して、それぞれの障害特性やライフステージに応じた支援を国・自治体・国民の責務として定めた法律です。しかし、急に注目され、急いで支援策を講じようとしても、生活全般の支援のニーズを明確にし、さらにそのニーズに応じた柔軟な対応が整備されるまでには、しばらく時間がかかると思われます。それでも、この法律の施行をきっかけに、自閉症、LD、ADHDなどの発達障害に光があたり、国や自治体の取り組みが責務として本格化し、社会的な注目や理解促進に向かおうとしていることには、一応の評価をしてもよいと思います。

しかし、今回明文化された自閉症、LD、ADHDなどの発達障害は、医療・福祉現場でも早期に気付くことが難しい、「見えにくい障害」とも言われています。早期の気付きと、早期からの療育・支援が後の子どもの成長発達に効果的なことは言うまでもありませんが、現在行われている一歳半検診、三歳児検診などで、「見えにくい障害」の兆候に気付くことは難しく、「問題ないですよ」とか、「しばらく様子をみましょう」と判断されてしまうことも少なくありません。一方、保護者が積極的に心配な面を相談しても、相談を受ける側で、その心配な面が発達障害から生じていると

判断できず、「言葉がけを多くして」とか「もう少し接する時間を増やして」といった母親の愛情が不足して生じたものとか、しつけ方、育て方の問題というように、見誤った助言を受けることもあります。

本書では、自閉症、LD、ADHDなどの発達障害のある子どもに対して、早期に発見し、早期に支援を行うために、基本的に理解しておいてほしい点を、極力わかりやすく簡単にまとめました。多くの関係者や保護者の方などに活用いただければ幸いです。

2007年3月31日

日本発達障害ネットワーク 代表 山岡 修

第 1 章

1

発達障害ってなんだろう



[I] 発達障害とは

「発達障害（developmental disabilitiesまたはdevelopmental disorders）」という言葉は、いまや日常的に使われていますが、医学や心理学の分野でいろいろな見解があり、明確に定義が定まっていないというのが現状です。

公的に「発達障害」という初めて用語が使用されたのは、アメリカが1970年に制定した法律（PL91-517）とされています。すなわち行政用語としての発達障害とは「18歳以前に精神遅滞に近い神経学的状態にあり、その障害は恒久的あるいは長期に継続するものと思われ、そのためその個人にとって重大な不利益をこうむるもの」とされたのです。中身としては、知的障害のほかに、脳性麻痺、視聴覚障害、てんかんなど多様な状態を含んだ概念であったようです。

医学的には、「ひとつの受精卵からヒトとして完成されるまでの過程が、初期の段階で何らかの原因によって阻害され、認知、言語、社会性、運動などの機能の獲得が障害された状態」をいうようです。また、「発達途上に生じた発達の道筋の乱れ」、この道筋の乱れは、遅れ、偏り、歪みの3点で表現されるという見方もあります。

このような見方からいいますと、主に運動面の発達障害が「脳性麻痺」、知的機能の発達障害が「精神遅滞あるいは知的障害」、言語面の^{つづき}を「コミュニケーション障害」ということができます。

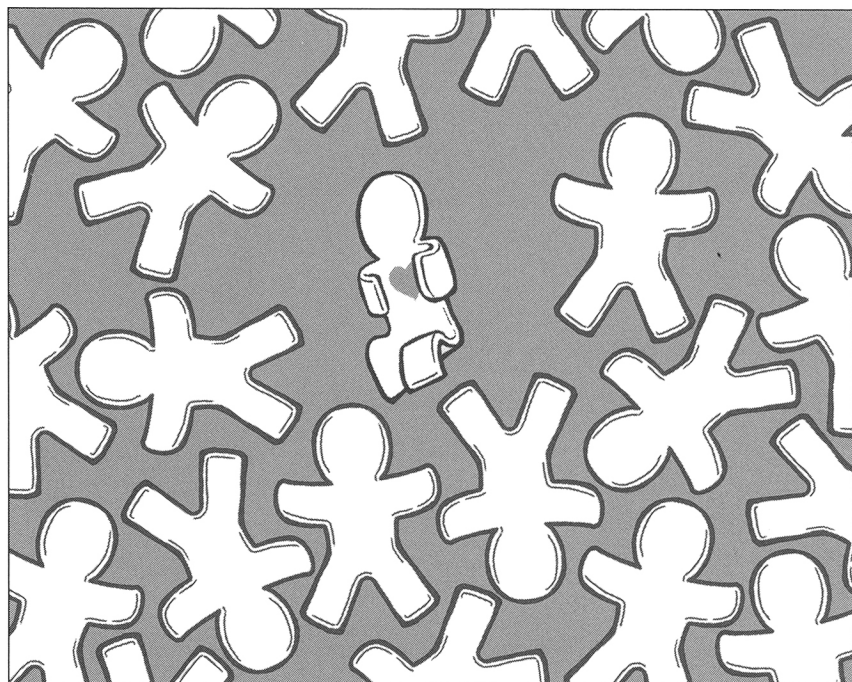
これに加えて最近では、対人能力面での^{つづき}としての「広汎性発達障害あるいは自閉症スペクトラム」、行動上の問題として認められる「注意欠陥多動性障害（ADHD）」、学習面の^{つづき}として判断される「学習障害（LD）」や巧緻運動面の不器用さを認める「発達性協調運動障害」という名称が追加され、かつよく知られるようになりました。そしてこれらの最近注目される障害群のうち、知的発達に遅れないものについて、通常、軽度発達障害という用語で総称して呼ばれることもあります。

心理学の分野では、「発達障害とは、一人の人間の時間軸に沿った成長・変容の過程において、身・知・心の面に通常とは異なる何らかの負の様相が現れ、しかもそれが一過性で消退せずに、その後の成長・変容に何らかの影響を持続的に及ぼすことである」と定義し、周囲との関係のあり

かたそのもので状態像が二次的に悪化する可能性（発達性の障害）と、負の様相そのものが関係性を難しくし、時間経過のなかで状態像がより悪化する可能性（関係性の障害）が織りあわされたものであるとする見方があります。

最近の発達障害と呼ばれる障害群は、発達的には遅れや偏りがわずかであったり、部分的であったりすることから、日常生活を送る上では、周囲に「発達障害」と思われにくく、「子どもがふざけている」「親のしつけがなっていない」といった誤解を受けやすく、医療の分野でさえも、時には判断や診断が明確にされにくく、確認が難しいという特性を持っています。つまり客観的に判断されにくいということがあるのです。

そのため、当事者の努力不足や怠け、あるいは親の育て方の問題から生じたと誤解されることが多いのです。このため社会的な無理解と当事者の生きる上での困難性だけが蓄積されていってしまいがちです。その意味で、発達障害と呼ばれる障害群は、これまでの「見える障害群」とは別の生きにくさ、難しさを持った障害といえるかもしれません。



[II] 発達障害の発生率

発達障害の発生率（有病率）は調査研究により非常にばらつきがあります。表-1に最近の調査研究から得た数値を参考までに記しておきますが、ばらつきがあり、これが絶対数値ということではないことをご理解下さい。

◎表-1 発達障害の発生率（有病率）

障 害 名	発 生 率
広汎性発達障害（自閉症、アスペルガー症候群など）	0.6～2%（男女比 3～4：1）
注意欠陥多動性障害（ADHD）	3～2%（男女比 4～9：1）
学習障害（読字障害、書字障害、算数障害）	0.6～2%（男女比 不明）
発達性協調運動障害	6%（男女比 不明）
精神遅滞（知的障害）	1～2%（男女比 1.5：1）

また、最近発達障害のある子どもが増えているのではないかという指摘もありますが、少なくとも減少しているという報告はなく、増加傾向を示唆する報告が多いようです。ただし、実数が増加したのか、注目されるようになり、発見されやすくなったのかは不明です。



Ⅲ 広汎性発達障害(自閉症)

Q — 広汎性発達障害ってどのような障害ですか？

A 広汎性発達障害という名称は国際的な診断基準として使用されているものです。これは、①相互的な対人関係技能における質的な障害（目と目で見つめ合わない、仲間関係が作れない、楽しみが共有できないなど）、②コミュニケーション能力における質的な障害（言葉の遅れ、会話が続かない、「ごっこ遊び」などが認められないなど）、③反復的で常同的な行動、興味、活動のパターン（限定したものだけに興味を示し熱中する、習慣や儀式的行為にこだわるなど）、という3つが認められることで特徴付けられている発達障害です。

名称については、さまざまな用語があり、専門家の間でも一致した見解に達していないというのが現状です。ここでは、よく聞く用語を挙げておくことに留めておきます。

広汎性発達障害は、自閉症（自閉性障害）、アスペルガー症候群（アスペルガー障害）のほか、レット障害、小児期崩壊性障害、特定不能の広汎性発達障害を含み、いわゆる総称的な名称です。

一方、「自閉症スペクトラム」という概念もあります。これは、①社会性の障害、②コミュニケーションの障害、③想像力の障害（こだわり）の3領域で特徴づけられています。スペクトラムという言葉は「連続体」という意味で、自閉症とアスペルガー症候群を知的な有無にかかわらず連続した1つの続きとして考え、厳密な区別をしないとする見方です。

アスペルガー症候群は、広汎性発達障害の3つの特徴のうち、①と③は認めながらも②のコミュニケーション能力の^{つまづ}躓きがないことを条件にしています。

特定不能の広汎性発達障害（PDDNOS）とは、自閉的な子どもたち、あるいは軽症な広汎性発達障害と考えられています。

高機能自閉症という言葉もよく聞きますが、これは医学的な診断基準にはありません。「自閉症の診断基準を満たしながらも、知的に遅れがないもの」と考えられています。この「知的に遅れがない」という基準は、知

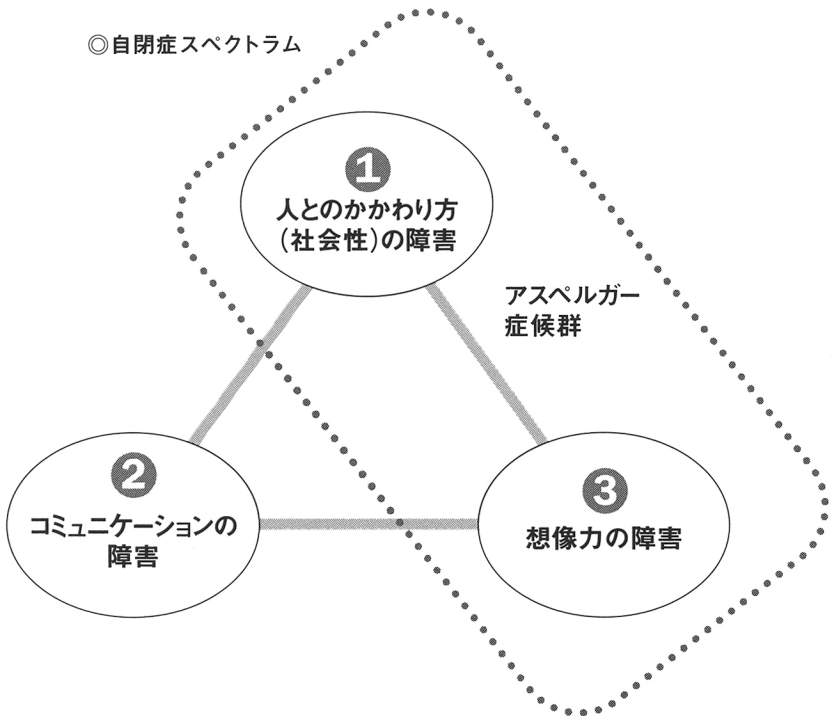
能指数（IQ）の数値を元にしていますが、IQ70以上という説と、75以上という説があります。「明らかな知的な遅れがない」という理解ですが、用語としてややあいまいという面があります。

Q——原因はわかっているのですか？

A 残念ながら、広汎性発達障害の原因は、はっきりとはわかっていません。最近の研究では、脳領域、とくに扁桃体、海馬、小脳などの機能異常ではないかという見方が出てきています。また脳内の神経伝達物質の1つであるセロトニンの関与も注目され、一卵性双生児の一致率の高さ（36～91%）からも、遺伝的素因の可能性も指摘されています。さらに周産期障害や早産低出生体重児、脳炎などの早期の環境因子との関連も含め、多面的で多因子による関与が検討されています。

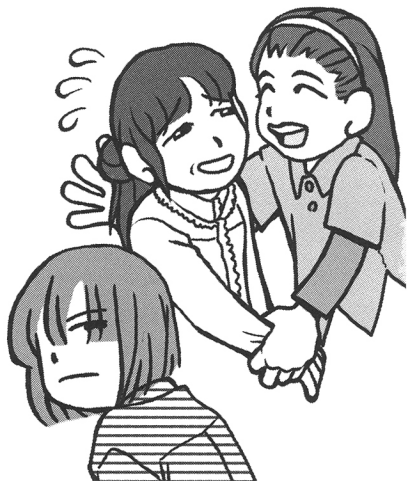
いずれにしても、保護者の育て方や周囲の大人たちの愛情不足などが原因であるという説はありません。

◎自閉症スペクトラム



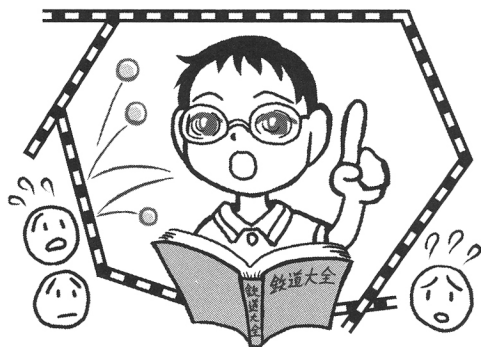
Q——人とのかかわり方(社会性)の障害とはなんですか？

A「他人との関係を作ることが苦手なこと」です。
「自閉症」というと自分の殻に閉じこもって周囲とのかかわりを持ちたがらない病気という誤解があるようですが、周囲に対し旺盛な好奇心を持ち積極的にかかわろうとする人も大勢います。しかし、自閉症のある人が周囲にかかわろうとしても、周囲との関係を適切に理解し、その場にあったふるまいをすることは難しいことがあります。たとえば初対面の人との関係を適切に理解できないと、あいさつができなかったり、逆に昔からの親友のようにいきなり親しげに接してしまったりしてしまうことがあります。



Q——「コミュニケーションの障害」ってなんですか？

A「他人に意志を伝えるのが苦手なこと」です。
会話をすることは、相手に思いを伝える手段です。自閉症のある人は、他人との関係が築きにくく、その場にふさわしい言葉を選びにくく、結果的に他人とのコミュニケーションに困難さを伴います。単に言葉の発達が遅れているということではなく、言葉の獲得の仕方や使い方に特徴があります。幼児期では、自分の関心のあることについてはよく知っていてよく話せますが、小

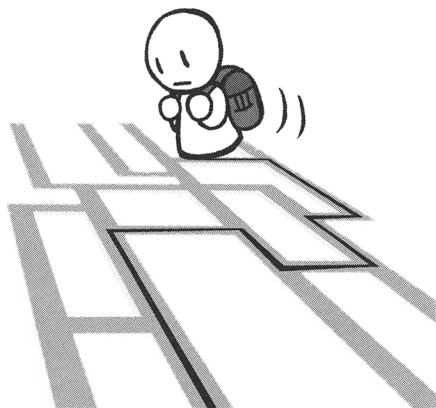


さい子どもが、電車の型番や詳細な時刻表について語り始めると、周囲はあぜんとしてしまうでしょう。また、一方でよく喋る人でも日常生活で当然やりとりする基本的な単語（あいさつや仲間に入るときなど、交渉時に使用する言葉）が身に付いていないことがあります。また、言葉の意味を文字通りに理解する傾向が強いので、比喩や言外のニュアンスを理解することが困難な場合があり、そのために周囲とぶつかってしまうこともあります。

Q——「想像力の障害」ってなんですか？

A 子どもであれば、想像力を用いた遊び、いわゆる「ごっこ遊び」や「見立て遊び」が苦手です。その一方で限定された、反復的で、繰り返す行動や狭い興味に熱中することがあります。

自閉症のある人は、先を見通しながら想像力を働かせて検討したり、周囲の変化に応じて柔軟に対応したりすることが苦手なようです。変化に対応できないとパニックに陥ってしまうこともあります。また行動や興味を狭く限定したり、同じ動作に固執したりしますが、これは環境を一定に保って安心したいということでもあるようです。たとえば、場所、時間や道順を変更できない、ルール違反を極端に嫌う、初めて行く場所では落ち着くことができないといった傾向として現れます。



Q——最近話題になっているアスペルガー症候群ってなんですか？

A アスペルガー症候群も、広汎性発達障害の1つです。具体的には、自閉症の3つの特徴のうち、「コミュニケーションの障害」を伴わない場合に「アスペルガー症候群」と診断されることが多いようです。



3つの特徴以外に、高機能自閉症や

——アスペルガー症候群といった広汎性発達障害のある人に共通する特徴はあるのですか？



感覚や睡眠の異常、多動などがみられることがあります。

音や匂い、手触り、痛み、温度、光などに関する感覚が通常よりも鋭かったり、鈍かったりすることがあります。また小さな頃からまとまった睡眠がとれなかったり、逆に寝過ぎていたりという傾向を持つ場合もあります。多動とはすぐに動いてしまい、じっとしていることが苦手な状態ですが、特に小さな頃は多動傾向を示す場合が多いようです。



——間違われやすい、他の障害や疾患はありますか？



診断が難しいことから以下のような障害や疾患と間違われたりするケースが見受けられます。

*——注意欠陥多動性障害（ADHD）

幼児期に多動傾向が目立ち、一方で知的に正常域であるか、広汎性発達障害の特徴がそれほど目立たない時期に、後述するADHDと判断されることがあります。一方で、広汎性発達障害にはADHDが重なって認められるという意見もあり、単純に見誤ったとも言えないこともあります。

*——強迫性障害

強迫性障害は、意思に反して不合理な考えが繰り返し浮かんだり、行動を繰り返したりしてしまう症状を伴います。そのような症状が、自閉症の特徴であるこだわりの状態と表面的に似ているので、間違えられることがありますし、明らかに、これまでのこだわりを超えた激しい症状を認める場合があり、そのときは、重ね持つと判断されます。

*——統合失調症（精神分裂病）

青年期に強い不安や混乱をきたすと、自分の気持ちを伝えるのが苦手なために精神科でこう診断されることがあります。また、自分のファンタジ

ーが妄想と思われるケース、興奮して話す様子が支離滅裂な思考と解釈されてしまうケースも見受けられます。重要な点は、広汎性発達障害であれば、発達の初期から特性を見ることができますが、典型的な統合失調症では、発達の的に問題ない乳幼児期の存在が確認できる場合が少なくありません。

Q 自閉症はどのような障害や疾患と合併することがありますか？

A 合併しやすい障害には次のようなものがあります。

*—気分障害（うつ病、うつ状態）

気分が落ち込む、やる気が出ない、睡眠がとれないなどのうつ状態になることがあります。頭痛や全身倦怠などの症状も併発しやすいといえます。

*—トゥレット障害

チックとは、常同的運動や発声が無意識に反復する症状のことを言います。ストレスの高い環境要因にさらされることで認められることがあります。軽度発達障害全体でも認められやすいもので、時にその重症型であるトゥレット障害を合併することもあります。

*—てんかん

自閉症の子どもの4～10%にみられるという報告もあります。特に思春期になって認められることがあります。

*—学習困難

書字ができないあるいは書字に強い拒否を示すことがありますが、これは、LDと似た認知面での問題なのか、広汎性発達障害を基底にした文字や数字へのこだわりからの抵抗かを判断する必要があります。

[IV] LD (学習障害)

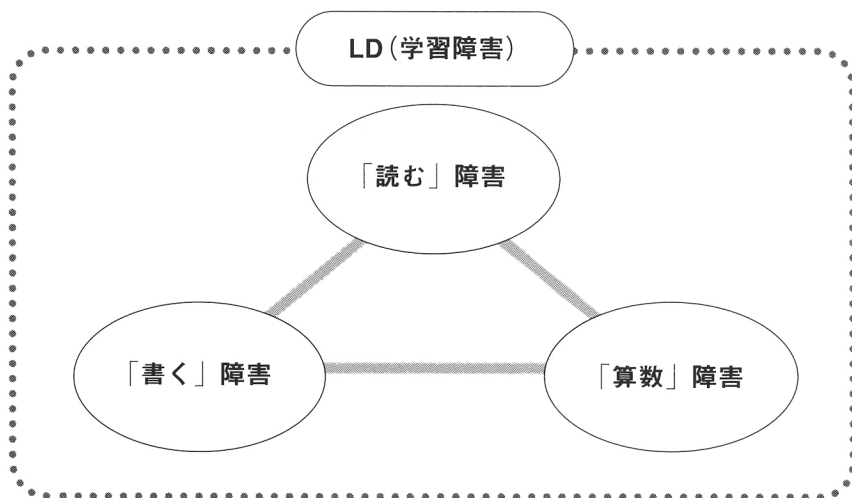
Q — LDってどんな障害ですか？

A LD (学習障害) は、知的発達に大きな遅れはないのに、学習面で特異な^{つまづ}蹟きがあり習得がとても困難であるなど、能力に凸凹があるのが特徴です。しかし、「学習」という状態 (機能) があいまいな世界であるので、学習面で特異な蹟きという障害を決めることが難しく、障害なのか、単純に学習が身に付いていないのか、瞬時には判断しにくいものです。そのため、これまでも学習意欲の低下、家庭学習の不徹底、怠けなどと誤解されてきました。

さらに理解を難しくしているのが、医学的な定義と教育・心理学的な定義という2つの定義があることです。

医学的立場からの学習障害は、Learning Disordersという用語を直訳したもので略してLDとなります。この定義は「読む」、「書く」、「算数」の困難さとされています。LDの約8割近くを占める読み (書き) 障害についてはディスレクシア (Dyslexia) といった伝統的な言葉も使われます。

◎LDってどんな障害？



教育的立場の学習障害は、Learning Disabilitiesであり、こちらも略してLDとなります。アメリカでの教育・制度上の用語としてのLDは、1975年に全障害児教育法（現、障害者教育法：IDEA）で障害カテゴリーとして正式に認められ、その後、1988年に全米学習障害合同委員会（NJCLD）で定義が整理されました。日本でも1992年に文部省（現在の文部科学省）がLDに関する検討を開始し、1995年の中間報告を経て、1999年に最終報告を出しました。それによると、学習障害（Learning Disabilities）を「基本的には、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力の習得と使用に著しい困難を示す、様々な状態を指す」ものとし、原因として「中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、……視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの状態や、……環境的な要因が直接の原因となるものではない」と定義しました。これは、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力の躓きということで、医学定義のLDの範囲をはるかに超えたものですが、その原因として中枢神経系における機能障害を掲げている点で、医学モデルと重なっています。

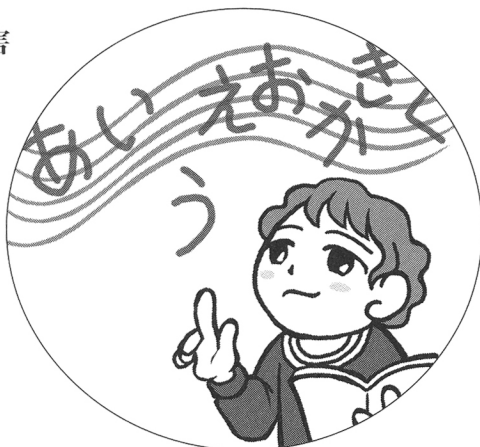
Q — LDにはどんなタイプがありますか？

A 医学的には、「読み」「書き」「算数」の障害を中心にしたものがあります。

(1) 読字障害・特異的読字障害

DSM-IV-TRによれば、読字障害と診断された60～80%が男性で、米国の有病率は小児の4%といわれています。

読字の躓きは、音と文字のつながりのコード化の困難性といった音韻処理過程の発達の遅れや視覚的な選択的注意の障害、聴覚認知の障害などが想定され



ています。音と文字が一致しないことで読めないだけでなく、視覚情報処理過程や記憶過程に問題があれば、読める文字だけ読むので、現象としては「拾い読み」になります。視覚処理時に注意の課題、あるいは空間処理の能力に問題があれば「とぼし読み」となり、統合処理過程の問題からは「ゆっくりと何度も読まない」と理解できない」ことで躓いてしまうことがあるでしょう。

読み書きの発達順序を考えると、読めるようになってからでないと文字として書けるようになりません。それ以前はいわば「絵」として描いていたことになります。そのため、読字障害には書字障害が重なりやすいといえます（読めないから書けない）。

学習場面でのことなので、周囲の気付きは遅れやすく、小学4年生以降になるまで明らかになりにくいこともあります。

(2) 書字表出障害・特異的綴字（書字）能力障害

書字の障害を考えると、発達性協調運動障害や不器用さで上手に書けないといった、字形の拙劣さと区別する必要があります。

書字の困難さでは、ひらがながもともと障害されにくく、カタカナ、漢字、英語の順に難しくなるようです。これは、ひらがなやカタカナは文字と音が1文字1音という1対1で対応しているためわかりやすいのですが、漢字や英語は複数の音と対応しなくてはならず、また形が複雑であることも関係しているようです。

読めないと書けないため、現在までに報告されている例では読み書き障害として、読みの障害と重なっています。

ひらがな、カタカナの段階で、長音ようおんや拗音そくおん、促音の書字の誤りがある場合は、音韻処理過程の障害を意味しており、漢字や英語の書字の躓きは形態的誤りや記憶の躓きを意味しますので、視覚情報処理過程の問題が想定されます。視覚情報処



理過程の問題の場合は、複雑図形の記憶の再生や模写における躓きなども確認でき、視覚認知または視覚記憶過程の障害が明確にされる場合もあります。

読字に比べ学習場面で気付かれることが早く、小学1、2年生ころになると、漢字の書字の躓きから明らかになりやすいようです（しかし、それが単純に書こうとしない子、怠けている子、意欲のない子と誤解されることも少なくありません）。

(3) 算数障害・特異的算数障害（算数能力の特異的障害）

専門家の間では、明確に「算数障害」と判断できる症例に遭遇している専門家はいないのではないだろうかと言われています。DSM-IV-TRでは有病率は1%で、小学5年生以上にならないと確認困難であるといわれています。

概念的には、算数を学ぶには、①用語・概念理解、文章問題の記号への解説といった言語的技能、②数字・記号の解読やグループ分けといった認知的技能、③図形の模写、繰り返りなどの記憶といった注意技能、④数学的手順に従う数学的技能が求められます。多くの処理過程において、読字・書字能力との関係も深く、単純に算数の技能を問題にすることはできません。さらに図形や順序といった空間処理能力や、推論能力も問われる。非常に複合的な要素の検討が求められるため、広範囲な学習障害を示しやすいことも知られています。



(4) 教育的定義にまで広げてみると

教育用語としてのLDには、さまざまなタイプがあります。しかもADHDや自閉症などと重複する場合もあり、みんな同じような特徴を示すわけではありません。それぞれのLDが、どのような支援ニーズをもって

いるかを見極めることが重要です。そのためにも次のようにいくつかのタイプにまとめてみました。

◎—社会性の困難さ

人の話を聞かない、など言葉の躓き^{つまづ}に伴い、約束を守らないとか忘れ物が多いという社会性の育ちにくさとして現れ、適切な理解と指導を得られない結果としての困難さがあります。LDの定義には含まれないが、指導の面からは重要な領域です。

◎—運動の困難さ

手先が不器用といった細かい作業が苦手な面があります。また、運動面に躓きがある場合もあり、こうした困難を伴う場合は、スポーツやゲームに参加したがるなどの傾向が見られます。

◎—情緒面での困難さ

学習の成果には、記憶、探索、推理、決定といった、いわゆるメタ認知機能が求められますが、その一方で、やる気や自己価値観といった情緒面が大きく左右します。情緒面で大きく躓いているから学習の成果が上がらない場合もあれば、学習面での生来性の躓きから二次的に自己価値観を落とし、自信を失ってしまうこともあります。実際には、学習障害のある子どもたちは、情緒・行動・社会的問題などが同時に認められやすいといえます。自己評価、自己価値観が低下しやすく、友人関係も円滑に行いにくく、孤立したり、抑うつ傾向に傾いたりしやすいことも指摘されています。

Q — LDと他の障害との関連は？

A LDでは、ADHD（注意欠陥多動性障害）との重複が約3割以上といわれています。

このほか、保護者の中にはLDか知的障害かを気にされる方がしばしば見受けられますが、LDと判断された場合は、知能の発達に明らかな遅れはないことが基本です。しかし、LDの範囲は高い知能レベルから知的障害と隣接するレベルまで広く分布しています。また、知能の測定値には誤

差や発達による変動もありますので、その境界をはっきりと区切るのは難しいことがあります。そのため、子どもによってはLDか知的障害のどちらか、と決め付けずにその境界付近にある場合もあります。

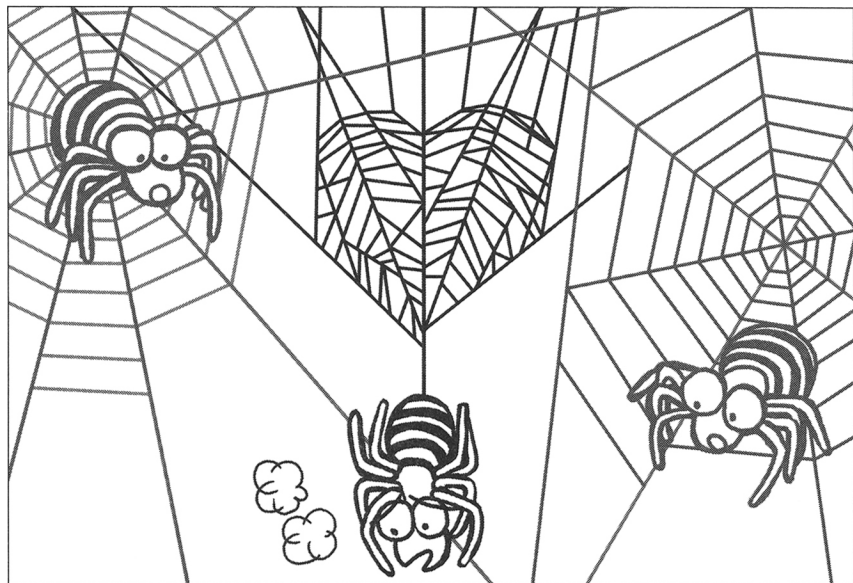
社会性の困難さもあるので、自閉症との見極めがなかなか難しいところがあります。なかでも知的障害を伴わない高機能自閉症やアスペルガー症候群とLDが重複しているケースもあり、鑑別だけでなく、重なりあっている可能性も検討する必要があります。

Q——LDってどんな子どもですか？

A 基本的には、学習機会に向きあって初めて課題が認められるのですが、小さいころから、「どこかほかの子とは違うところがあった」、「指遊びなどをなかなか覚えなかった」など、何か違うと気になるところがあった、育てにくいところがあったと振り返る保護者もいます。

幼稚園や保育園に入って初めて、集団行動が取れない、お遊戯が覚えられない、ハサミが使えないなどの困難に気付く場合もあります(この場合も広汎性発達障害や発達性協調運動障害との鑑別、重複に注意が必要です)。

小学校に入ると、手先が不器用、忘れ物が多い、自分勝手といった日常



行動での問題が先生に注意されるようになったり、学習の中で苦手部分をはっきりと認められるようになったりすることがあります（これもADHDとの関係に注意が必要です）。

やはり関心の中心は、学習の成果です。中心的な症状である読み書きの困難では、読みにくい字や鏡文字を書いたり、音読が苦手で、行を抜かしたり、勝手に似た言葉に変える、あるいは文章の要点を正しく読み取れない、などです。また、簡単な計算はできても学年相応の文章題ができない、などを慎重に検討する必要があります。

Q——LDは子どもの個性とは違うのですか？

A 学習や日常生活能力において、できることとできないことがあります、取り組みにムラがある、できるのに時間がかかる、それは誰にでもあることです。得意、不得意はみんな持っているし、苦手なことがない人なんていません。それこそ個性なのですから、「LDだって個性が強いだけなのでは」という見方もできるかもしれません。障害とは言えないのではないか、という声も聞こえてきます。

しかし、LDの状態や症状は親も含めて気付きにくく、子どもは1人で学校教育の場で恥ずかしい思いをしたり、厳しい叱責や無理な努力を強いられてしまったりすることがありえます。その結果として、たくさんの不利益を子どもに負わせてしまいます。

LDは、親のしつけ方や本人の努力不足でなるものではありません。LDをなぜ障害と位置付けるのか、それは、その個性が理解と支援を必要とするものだからです。



[V]ADHD

(注意欠陥多動性障害)

Q—ADHDって、どんな障害ですか？

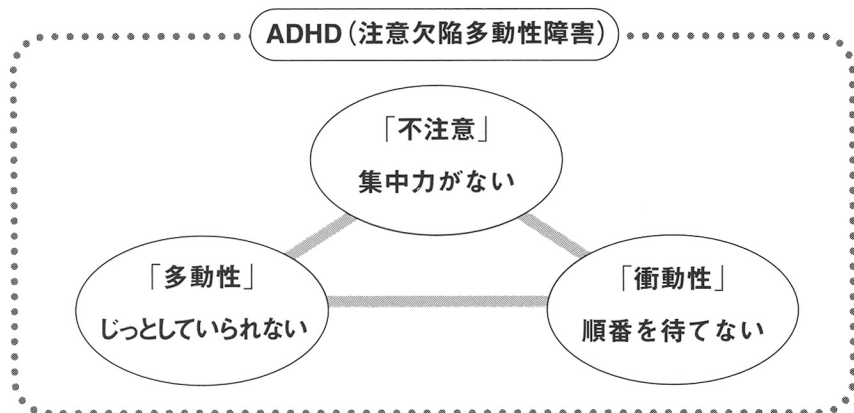
A不注意（集中力がない）、多動性（じっとしてられない）、衝動性（順番を待てない）の3つを柱にした障害です。

ADHDという名称は最近聞くようになった、と思われる方もあるかもしれませんが、実は呼び名が変わりながら、100年以上前から研究されてきた歴史があります。その定義は次のようなものです。

ADHDとは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

現在、学童期にADHDの子どもが占める割合は3～7%と極めて高い率を示しています。

◎ADHDってどんな障害？



Q——ADHDの原因はわかっているのですか？

A一卵性双生児での一致率が高いことで遺伝的要因の可能性も指摘されていますし、脳内、特に前頭前野におけるドーパミンやノルアドレナリンなどの神経伝達物質の異常が示唆されています。遺伝子解析研究も進み、特にドーパミン受容体遺伝子を軸に解析が進んでいます。最近では、ADHDと同様の行動特徴を、虐待を受けた子どもたちが示すことに耳目が集まり、環境要因と行動の関係が検討されようとしています。

親のしつけや教師に指導のせいで後天的にADHDになることはありませんが、いじめや虐待・家庭内不和など環境によってよく似た症状が現れることがあります。このように後天的な環境要因や遺伝的素因が複雑に絡みあい、状況や年齢によって状態像が変遷していくものと考えられています。

Q——どのようなタイプがあるのですか？

A ADHDは、原因や診断、他の障害との関係や治療などをめぐり、多くの検討や課題をかかえる研究途中の障害です。そのタイプには次の3つがあります。

①不注意優勢型



②多動性・衝動性優勢型



③混合型



①不注意優勢型

極端に不注意で、活動性が低い場合や、無気力な面もあわせて見られることがあります。

②多動性・衝動性優勢型

多動で衝動が激しく、不注意な徴候は現れていないものをいいます。

③混合型

①と②の両方をあわせ持っているタイプです。

ADHDの傾向としては、年少であればあるほど多動・衝動性が優位に見られますが、多動の約30%は、思春期前に落ち着くといわれています。また、女兒の場合は不注意型が多く現れるようです。いずれにしても、成長とともに多くは混合型へ移行すると思われます。

Q——ADHDのある子の特徴はなんですか？

A 不注意であったり、衝動的で落ち着きがない、という面は多かれ少なかれ誰にもありますが、それを極端にコントロールできないのです。

「ちょろちょろ落ち着かず、ひとときもじっとしていない」「人の話を最後まで聞かない」「優先順位がつけられず、あちこち手をだす」「うわのそらで何かと忘れ物が多い」「約束や決まりごとを守れない」「待つことが苦手で説明半分で手をつけ失敗する」「せっかちですぐにいらいらする」「おしゃべりが止まらない」などがよく挙げられる点です。

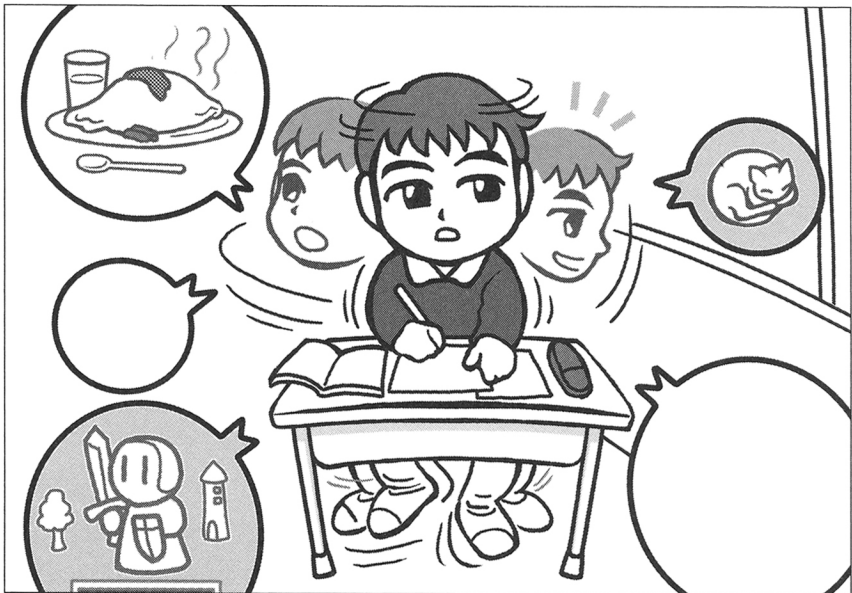
子どもの場合は男女比が4～9：1で男子に多くなっていますが、成人では2：1あるいは1：1といわれます。これは、年齢とともに女性の発見が増え、男性の多くが目立たなくなるのではないかと考えられています。はっきりしていませんが、女性の場合、子どもの頃には発見されにくいのではないかと考えられます。

Q — 他の障害との関連はどうなっていますか？

A 注意すべき障害としては、発達性言語障害、発達性協調運動障害、学習障害といった発達障害群、反抗挑戦性障害や行為障害といった破壊的行動障害群、あるいは不登校や引きこもりなどのいわゆる適応障害や不安障害、気分障害といった情緒的障害群、チックや吃音、夜尿などの排泄障害といった神経性習癖群という4疾患群です。

特に最近注目されているのが、高機能自閉症や言葉に遅れないアスペルガー症候群との関係です。幼児期にADHDと診断された子どもたちが、思春期になってこのどちらかと診断が変更されたり、合併症として追加診断されたりする例が増えてきています。

また、子どもたちのうつ言動は、時として衝動性・不注意ととられたり、躁の状態の言動が多動・衝動性と誤解されやすいのです。これら気分障害がADHDと間違われやすいことも指摘されています。診断基準では、広汎性発達障害と診断される場合はADHDは除外される、という規定がありますが、臨床場面では、併存していると考えるほうが適しているように思われる場合もあり、今後、両者の関係を検討していく必要があります。



Q——二次的障害って何ですか？

A 基本的な症状だけでなく、派生して別な症状が引き起こされることです。

ADHDの子ども達は成功体験が少なく、徐々に自己評価が下がりやすい傾向があります。そのため、それまでには見られなかった二次的な症状が現れたりします。チック、吃音、夜尿などからはじまり、成長とともに現れる問題では学業の失敗や自尊心の低下が見られやすく、不登校や引きこもりなどの情緒的障害を伴うこともしばしば報告されるのです。

このほか、反抗的・挑戦的な面が強くなったり反社会的な行為に及んだりする場合があります。アメリカでは特に未診断、未治療の場合、交通事故を起こしたり、若年妊娠、性感染症、薬物依存などの問題が報告されており、早期発見・早期対応が重要です。

Q——虐待との関連はありますか？

A 子どもへの不適切な養育環境や虐待と、ADHDとの関連は最近注目されるようになりました。

実際に虐待がADHD的行動パターンを作り出したと思われるケースもあります。ADHDの子は育てにくい子どもでもあるため、どうしても不適切なかかわりあいに陥りやすい、という意見もあります。ただし、両者を安易に結び付けられないよう慎重に見ていく必要はあります。

第 2 章

早期発見・早期支援



[I] 早期発見・早期支援の大切さ

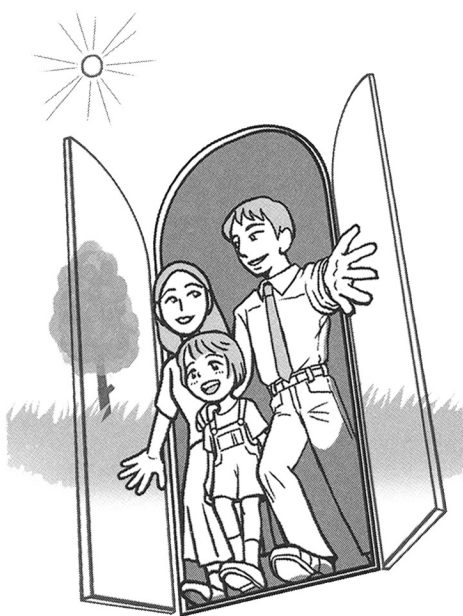
発達障害のある子どもに対して、早い気付きが大切な理由は、その子の特性を理解することで、その子の能力に沿った対応が、正しく行うことができる、という点にあります。

私たちが遅れと呼ぼうが、障害と呼ぼうが、その子にしてみると、普通に当たり前に感じていたり、学んでいたりしているのです。そうしたその子の世界を理解することが、その子に対する正しい向きあい方になります。

そもそもわが国には4ヶ月、1歳半、3歳児健診という優れた初期対応システムがあります。そこで行った健診後の経過観察も二次、三次健診として専門家の意見を取り入れた様式をもって、療育・医療機関での対応を促しています。脳性麻痺や言語面での明らかな遅れ、中度前後の知的障害については、こうした対応システムがこれまでうまく作動してきたとも思われます。

しかし、知的に遅れのない広汎性発達障害やLD、ADHDや、ごく軽度の知的障害の場合は、3歳児健診までに気付かれにくいようです。これは、そもそも「発達」というものが、時々刻々と変化成長していくからでもあります。実際、ある程度の育ちの後に、それぞれの悩みを持ち専門家の外来や相談室などにみえたときに保護者から「健診では問題ないと言われました」という話をよく聞きます。

障害と気付かれない場合は、当然見落とされるか、子どもに無理な努力が強要されてし



まうか、子どもの評価が非常に低く見られてしまうことになってしまいがちです。そこから生じる誤解と追いつめられ感、あるいは孤立感や自己評価の傷付きは、その子どもにより生活のしにくさを生じさせてしまいます。

そのため、できるだけ早く気付き、その子どもに沿った適切な対応を展開していくことが必要になるのです。

すでに5歳児健診の価値を実践検証している地域もあります。しかし、こうした早期からの発見・支援が、なかなか円滑に進まないことのほうが多いのが現実です。

これは、早期に判断されることへの恐怖や不安、障害と名付けられることで偏見や別の差別に出会う可能性があること、どのようにしても、身近な親としては、あまり早い時期に、現実に向きあうことが心情的に辛い、もしかしたら「明日」成長を示すかもしれないという、「いまはただ一過性に、一時的に、遅れて見えるだけ、そのうち、追いつく」と期待している場合など、理由がさくさんあると思います。

そして、もっとも大切なことは、早い気付きが早い対応に確実に結び付き、確実に当事者である子どもにたくさんの益があるという現実を、親や関係者に明示することができるかということでもあります。5歳児健診を行って問題点を指摘するだけで終わりにせず、その後の事後相談までを1つのパッケージとして母子保健活動を行うことが必要なのです。

つまり、早期発見が早期支援とカップルでないと意味をなさないので。問題を見つけることだけでなく、その問題を解決していける方向性を指し示すことで、前述した早期の気付きを阻害する多くの要因がなくなるのではないかと思います。

また、早期発見は専門家の独り舞台ではありません。実は日々養育している親や日常の支援者のほうが、子どもの様子を全体的、総合的に理解しています。北海道における調査でも、発達障害のある親への振り返り調査でも、2、3歳までのわが子が他の子どもと比べて「なにか違う、どこかが気がかり」という気付きを持っていた親が80%以上を占めていました。

専門家が早期に気付いたときにどう支援するか、あるいは親が早めに気付いたときに、どこに相談に行き、一緒に対応支援を検討するか、そういった仕組みができてはじめて、適切な支援が可能になるための早期発見となるのではないのでしょうか。

[II] 早期発見の動向

1. 広汎性発達障害

(1) 早期発見の動向

かつては、3歳以後で診断されていた広汎性発達障害も、最近は1歳半、あるいはそれよりも早い段階での診断が望まれるようになってきました。

前述したように、広汎性発達障害でも、機能的候補遺伝子解析が進みつつあります。一方で、診察や健診場面で早期徴候を検討する尺度として、PARSやM-CHATの使用が検討されています。

また、3歳以前の症状として母親から聞き取り調査を行った研究では、遊びの異常さ、自閉的孤立、注視の奇妙さ、聴力の心配などが挙げられていました。言葉を含む発達全体の問題は、知的障害のある子どもたちと3歳以前ではあまり差がないようでした。さらに気になり始めた時期については、最短で生後1ヶ月、最長8ヶ月で「アイコンタクトの異常さ」を、ほかにも、「とてもおとなしく受け身の」「興味をなにも示さない」「ともかく接触することを嫌がる」ということを生後1ヶ月から2歳の間で気が付いていた例が多いようです。

(2) どのように対応したらいいのでしょうか？

これから成長発達していく子どものことですから、短期にゴールがあるのではなく長い目ででの対応が求められます。いずれにしても、1人だけで悩みを抱え込めないことが大切です。極力早く専門機関などに相談し、適切な対応と専門家の指導や支援によって、その子どもの特性にあわせた対応を心がけていきましょう。

①——まず障害について理解しよう

「この子はどこか違う、育てにくい」と感じながら、悩みを抱え込んだまま長いときを過ごしていませんか？

そうならないためにも、どこか心配な問題がある時は、信頼できる専門家に早期に相談し、可能であれば、医療機関などで診断してもらうことをお勧めします。専門家の適切なアドバイスによって、親はこれまでの疑問が「腑に落ちる」ことがあり、これまでの子育てと、これからの付き合いに自信が取り戻せることも少なくありません。また、難しい子育てでも、それは自分の力不足ではなく、誰がやっても難しいことと理解することで、親自身の子育てに対する自信が回復していきます。原因がはっきりしたことで、親自身か精神的に安定したり、子どもへの接し方が変わったりすることで、子ども自身にも良い影響がありますし、周囲に相談しやすくなることもあるでしょう。さらに、行政によるいろいろな支援サービスを受けることや、同じ障害を持つ子のネットワークを知るなど道が開けます。

保育士や学校の先生に正しく理解してもらえるような働きかけも必要でしょう。また、子どもが一定以上の年齢になった時には、自分自身のことをわかるために本人への障害の告知も重要になってきます。その場合は、いつ、誰がどのように告知するのか主治医やカウンセラーと相談するなど慎重に検討することが必要です。

②——いろいろな機関やサポートを利用しよう

地域にある自閉症をサポートしている医療機関や行政の支援は最大限に活用しましょう。このような施設・制度を適時適切に利用することが、健やかな子どもの成長を促す最良の近道です。

また、長期にわたって診てもらえる専門家を、身近につくことも大切です。そのような人がいれば、長期的な視野にたった適切なアドバイスを受けることも可能となります。

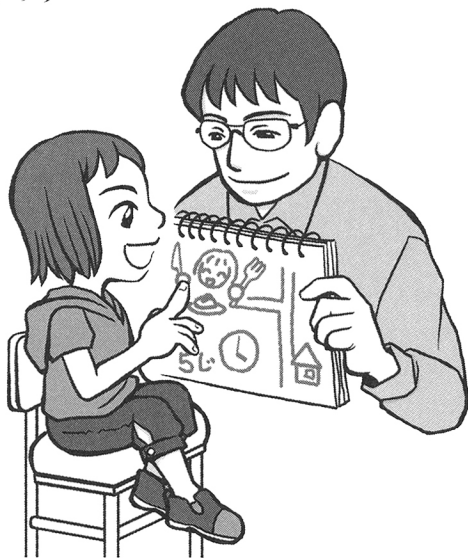
一方、家庭のなかでも家族みんなの協力が必要です。たとえば、母親など誰か1人に、子育ての負担が集中してはいませんか。家族の人たちに障害を理解してもらい、みんなで子どもを育てる環境をつくりましょう。



③——子どもとていねいにつきあう

自閉症のある子どもは、同年令の子どもよりも対人関係をつくるのが苦手です。どのように人につきあえば良いのか、そのコツなどを具体的に繰り返し教えてあげることが大切です。また、言葉だけでなく、絵など使ってわかりやすく説明するように心がけましょう。

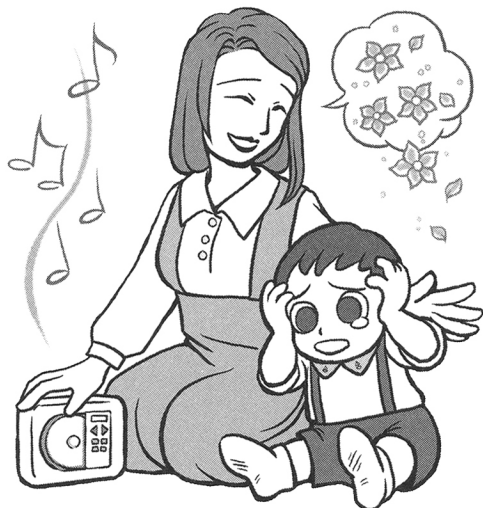
一方、学校の先生やお友だちなどにも、自閉症の特徴を理解してつきあってもらうことが重要です。たとえば、「あそこ、もっと、きちんと」などの抽象的な言葉ではなく、「教室の一番後ろ」など具体的で明確な短い単語を使って話してもらうなど、ほんの少しの気づきかが、よりスムーズな対人関係の構築を促します。



④——子どもがパニックに陥ったときの対応

自閉症のある子どもは、常に不安やとまどいに直面しやすく、どうしようもなくなると、パニックになってしまうことがあります。

たとえば、身体への接触、大きな音、におい、集中を途切れさせるようなほかからの刺激や行動、自分を否定されることなどが苦手、そういうことに遭遇した場合には、泣き叫んだり、自傷行為を行うなどのパニッ



クに陥ったりすることがあります。こういう時には、「周囲の大人が冷静に話しかける」「まったく別の話題に誘導する」、あるいは「好きな音楽を聞かせる」「静かな場所に移動させる」などの対応でとりあえずは子どもを落ち着かせることが大切です。

また、そうした事柄を事前に周囲が予測できれば、追い詰めたり、驚かせたりすることなく、つきあうことができます。こうした配慮は「あたりまえの礼儀」と考えてもよいでしょう。

⑤——自傷行為を起したときの対応

時に、壁や床に頭を打ちつけたりする行為があります。怪我をしないように家具の角を覆ったり、絨毯じゅうたんを敷きつめたりします。座布団、クッションなどを部屋に多めに置くなどの対処をします。これらの行為は成長とともに少なくなるのが一般的です。



このように、子どもの好みを把握したり環境を整えたり、いずれにしてもていねいな根気のいる子育てであるのは間違いありません。でも、この子どもたちは自分の興味を持ったことには驚くような集中力を発揮する場合があります。この集中力を生かして得意分野を伸ばしていくように導いていくことも大切です。

2. LD

(1) 早期発見の動向

LDはその特性の性質上、就学前の早期に判断することは難しく、健診体制としては、ようやく5歳児健診に期待する、という段階にあります。LDの早期といわず、そもそもの判定でも、非常に困難であるのが現実であり、それは欧米でも同じような課題があるようです。

LDという言葉は、十分に広まり、教育現場でも躰^{つまづ}きをチェックすることが増えてきていますが、現状指導方法が確立されているわけではありません。早期の気づきが困難であり、また気が付いても、教育現場で十分な対応ができていないのが現状と言えます。しかし、9歳以後まで適切な教育が受けられなかった子どもの場合、その74%が読みの躰^{つまづ}きを生涯持ち続ける可能性がある、という報告もあります。このように、LDについては、LDのメカニズムにおける精度の高い研究と同時に、科学的根拠に基づいた指導方法の確立がこれからの課題といえます。

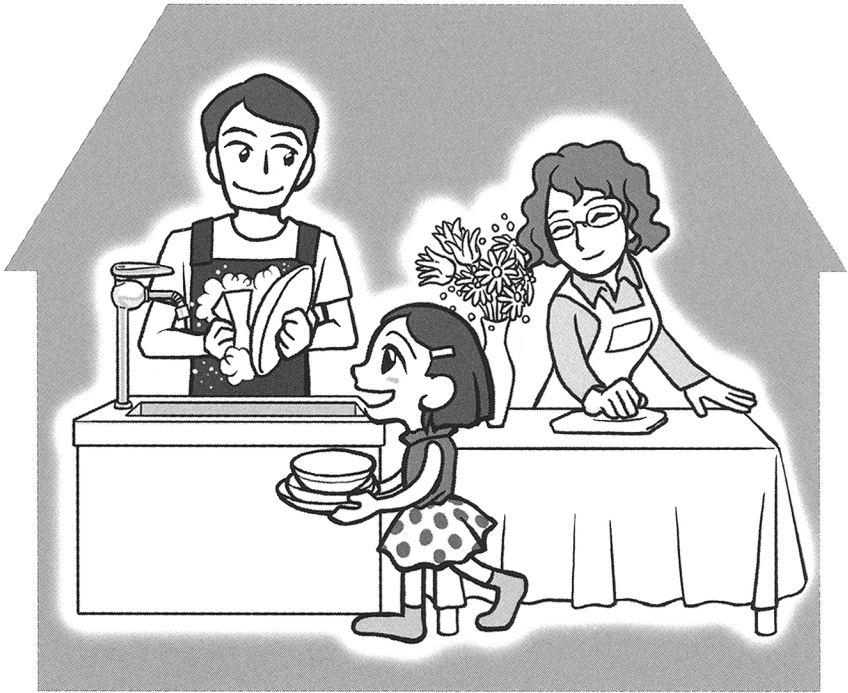
(2) どのように対応したらいいのでしょうか？

①——家庭では

LDはその原因が今のところはっきりしておらず、解明に向けて研究が続いている段階です。しかし、親の育て方のせいでないことは、間違いありません。LDのある子どもは、わざと怠けているわけでもないし、努力しない子でもありません。むやみに叱ったり、せかせかせたりしない、ことが対応方法のコツです。

幼稚園や学校など、外ではどんな生活をしているのだろうか、親は何かにつけて気をもみます。でもLDのある子どもはその日がんばって家に帰ってくるのです。外で緊張したぶん、自宅はどこよりもほっとする場所でありたいものです。ゆっくり話を聞いてもらえる、安心して話せるという雰囲気^{きずな}が心の居場所をつくります。まさに家庭が心のよりどころとなってほしいと思います。

もちろん、たんに甘えやわがママを許すということではなく、子どもに



できるお手伝いなどをまかせ、家族のかけがえのないメンバーとして認めることが自立心と自信につながります。

だれでも認められれば嬉しいものです。子どものできること、得意なことを早く見つけてあげたいと思います。そしてできなかったことが少しでも出来たら褒めてあげる。どんな小さな成功でも具体的に褒められると励みになります。

兄弟がいるとつい比較しがちです。親の些細な一言や態度は大人が思う以上に子ども傷つけますし、だいいち、比べても何の役にも立ちません。お友だちとの比較もやめるように心がけましょう。

②——学校では

子どものかかえる困難に早期に気づき、専門家との連携で適切に対処したいものです。そのためにも特別支援教育コーディネーターの配置や特別支援教室の設置が急がれます。

LDのある子どもの場合、他の子どもにはごく簡単にできることがなか

なかできないことがあります。すぐに叱ったり、みんなの前で劣等感を与えたりするような態度を取らないことが大切です。LD固有の認知面の特徴や情報処理の特性に配慮した、指導方法で進めますが、大勢の子どもがいる通常の学級では、簡単なことではありません。

LDと一口でいっても、個々の子どもが示す症状は様々であり、対応方法も一様ではありません。ここでは、学校で可能な工夫のうち代表的な方法をまとめました。

A. 環境の整備

- ・担任の話に集中できるように席は前のほうにする。
- ・パソコンや電卓の使用を認める。
- ・展示物の貼り方の工夫。
- ・他の子よりも課題を減らす。

B. 情報の受け渡しの整備

- ・全体に指示した後で、その子の肩に手を置いたり名前を呼ぶなどして注意を呼び起こす。
- ・指示は一度にたくさん出さない。
- ・板書の字を大きく、字間をとる。漢字にルビをふる。あるいは写さなくてもいいようにプリントする。
- ・耳からの情報だけではなくメモや絵にして視覚からも伝える。
- ・言葉や書いたものの説明だけでなく、実際に体験できる事柄などは体得させる。



3. ADHD

(1) 早期発見の動向

近年は分子遺伝学と画像診断が注目されていますが、児童精神医学の重鎮であるラターは、「ADHDは、表現形としては比較的均一性をもつ用語であるが、遺伝子学的には異種性といえるものである」と、ADHDの症候群的位置付けの難しさを述べています。

たしかに最近では、妊娠中の母体の喫煙や飲酒、あるいは乳幼児期の虐待環境などさまざまな環境因子との関連も示唆されるようになり、「注意欠陥多動性的言動」という括りで表現したほうがよいかもしれない、という事態になっています。

ファーマンという医学者も、ADHDという診断について、それ自体の存在に疑問を投げかけ、単純化したアプローチに警鐘を鳴らし、「ADHDという境界線の曖昧な世界で区分けすることなく、個々人の心理・精神病理と、教育状況と、家族の必要性に立ち返るべき」であると述べました。その意味で早期にその子の大変さ、育てにくさに気が付いた後は、オーダーメイドの対応が検討されるべきであるといえます。

(2) どのように対応したらいいでしょうか？

①——基本的視点

ADHDのある子どもたちは、年齢とともに課題が変化していきます。そこに対処できずに、大人からのたびかさなる叱責や、友だちからのいじめを受けると対人関係障害に陥りがちです。自己評価や自尊感情の低下を極力抑え、本来持っている能力をいかに引き出してあげるか、その方法を見つけていかなければなりません。

まず、子どもの言動を「わがまま」「自分勝手」などと決めつけないで、その子の視点から物事をとらえ、問題の本質を見極めることです。長所を探して、認めてあげるためにタイプ別に主に学校での具体的な対応を見ていきましょう。

A. 注意力（不注意）への対処

- ・注意力が散漫にならないように、机のまわりや教室から不要なものを片づける。
- ・口頭の指示は簡潔で単純明快に。
- ・席は前の方や教師の近くにして、適宜声を掛ける。



B. 衝動性への対処

- ・正しい行為や気付かせたい行為は紙に書き、目に付く場所に貼っておく。
- ・不適切な言動をしたらその紙を読ませて気付かせる。自分から気付いた時はすかさず褒める。
- ・些細な失敗や不適切な行為は大目にみて、何かよいことをしたらすぐに褒める。
- ・行動のルールや約束はあらかじめ決めておき、守れたら褒める。



C. 多動性への対処

- ・動くことを無理に押さえ付けようとせず、授業には小休止やストレッチなどをとり入れる。
- ・大人の側が主導権を持って「動ける」保証をする。
- ・完璧な態度は求めず、多少のだらしなさは容認するなど、ゆとりのある対応で。



冒頭に述べたように、こうした対応がマニュアル的、画一的にならないことが大切です。その子、一人ひとりの心に近づくつもりで対応を検討するべきでしょう。

②——じょうずに褒めるコツ

まず、子どもは「かけがえのない存在」と、肯定的に認めること。そう思っていることを繰り返し示します。「良い行動」と「良くない行動」をはっきり分けて評価し、細かいことには寛大に。注意するときはわかりやすく指摘してやめさせます。

よい行動はその最中か直後に、その子が喜ぶ褒め方で目を見て短い言葉で褒めます。



③——医学的な治療方法について

ADHDは薬物療法で高い効果が期待されるものがあります。あくまでも症状を一時的に抑えるものですが、有効率は70～80%程度とされています。食欲不振や頭痛、腹痛などの副作用に注意しながら、慎重にその子にあった処方を見つけます。日本では医療保険適応外の薬物（2007年4月現在）しかありませんので、主治医とよく相談してからにしてください。

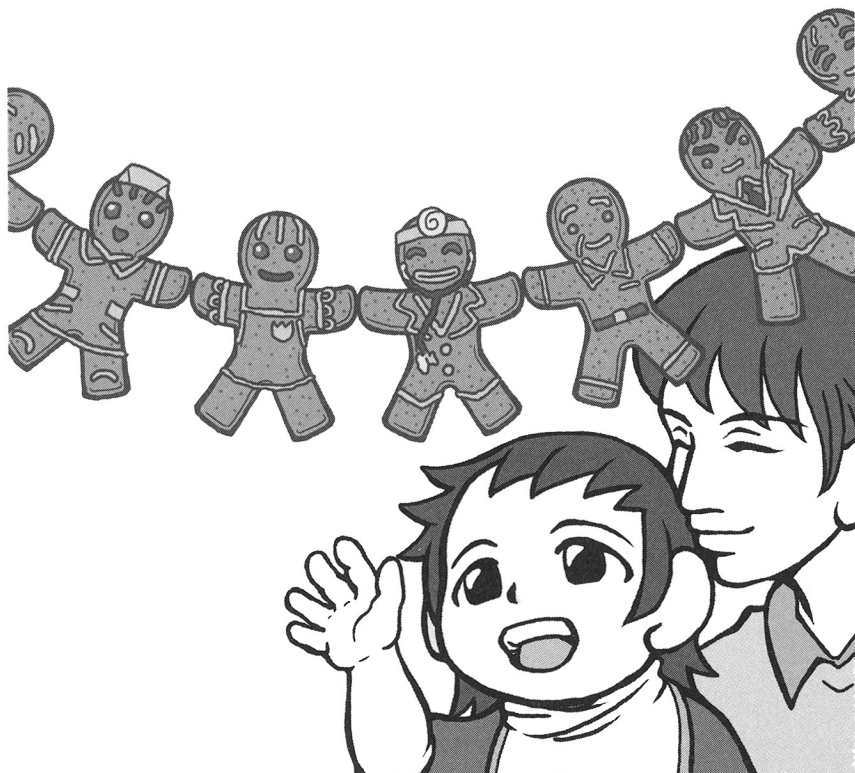
社会性を育てるためのソーシャルスキル・トレーニングや生活支援のコーチングなどがあります。また、疲弊しがちな保護者のケアも忘れられやすく、親の会などADHDの子どもを持つ保護者や関係者のネットワークが重要です。

[Ⅲ] 早期支援のポイント

早期支援とは、単に時間的に早い時期、つまり乳幼児期から支援するべきであるということではありません。

支援する者が、早くその子の全体像に気付き、その子の得手不得手に気付き、その子の親の心情に近づき、そのときにもっともよいと思われる方法で、子どもと親に寄り添い、ともに育ちあうつもりで、一緒に時を過ごすことを、できるだけ早い時点で行うべきである、ということです。

ですから、保護者にとっての早期支援とは、健診前後に、まず親がこの子の育てにくさや養育上の大変さを保健師やほかの専門家に理解してもらい、分かちあうなかで、この子への向き合い方が楽しくなるような支援を



意味します。次に保育所、幼稚園での保護者にとっての早期の支援は、担当の保育者から子どもの育ちをていねいに伝えられることで、わが子の成長を喜びあうことです。就学後は、担任と管理職の校長先生方から、集団生活のルールを在る意味出来る範囲で厳しく徹底して伝えてもらいながら、その子が社会で生きていく術を見つけていく過程を、分かちあうことです。

同時に、早期支援を担当する関係者は、常に他の関係者、専門家と縦横無尽に繋がりあい、支えあう人脈を構築しておくことです。そうした心情を支えあう基盤のもとで、その子どもに沿った、対策を検討しあうことです。このときに注意しなければならないのは、なにか、特別の手段や方法で、その子の成長を促そうとすることよりも、その子どもの間に信じ合い、頼りあえる関係性を築くことに、力を注いでほしいと思います。同時に、関係者や専門家は、親と仲良く助けあい、子どもの成長を見守りあうことです。

早期支援に求められる「療育」とか「教育」というのは、もともとその子にある、応分の能力と一緒に探し当てることでもあります。無から有を生み出す魔法の対応はありません。どのような「驚くべき成長」もその子に、本来あったたくさんの芽生える可能性を秘めた種の一粒一粒であったのです。支援とは、その種が芽生え、応分の成長をするために、邪魔にならず、しかし、適切な温度管理と水分補給を行い続けてきたか、ということが問われているのです。

「もっとよい支援方法は、どこかにないだろうか」という果てしない探索よりも、「この地域で、この人たちと、一緒に、見守りあいながら、この子の育ちを陰ひなたに、時に大きなお世話になろうとも、日々、一生懸命に、関わっていこう」という決心、あるいは覚悟に近い思いにより成り立つものではないでしょうか。

伝説の埋蔵金を探すことにチャレンジするよりも、その子一人ひとりにある「すてきな鉱脈」を大切にすることではないでしょうか。

支援するために問われるべき点は2つあります。1つは、社会が真に成熟することであり、2つめは、いまだに見逃されやすい軽度の発達^{つまづ}の躰^こきへの真の理解です。知らなかったことは責められませんが、知ろうとしなかったとすると、大きな問題です。

われわれは、社会のルールを守って生活している人に養育され、その人に愛着し、その人のようになりたいと願い、考えや感情を正確に認知して自分のものにして、ルールを守らないと受け入れてもらえないかもしれな

いという不安を持ち欲求不満に耐え、社会の一員として成長する生物です。この段階は、発達の進展に違いがあっても普遍的なものです。この社会で育つことで、子どもたち自身が社会へ所属したいという希求が不可欠となるわけですが、そもそもこの希求をいかに創造するかが、私たちがつくってきた社会の課題となります。

そうした受け皿の強化と同時に、子どもたちが抱えている生きにくさに、正しいまなざしを向けなくてははいけません。単純に、素直に「こうしたことが苦手である」「こうしたことができないことで本人もずっと悩んできたのだ」という相手の身になっての思いに想像を巡らし、どのような支援が必要かを思い描けるときに、適切な早期の支援が発見できるのです。

自分自身がされてうれしい支援は良い支援であり、自分自身であればいやだと思える支援的態度は、実は良くない対応ということになります。これがポイントになるのではないのでしょうか。

◎一引用・参考文献（第1章、第2章）

海津亜希子「米国でのLD判定にみられる大きな変化」日本LD学会『LD研究』14、2005年、348～357ページ

海津亜希子「日本におけるLD研究への示唆」日本LD学会『LD研究』15、2006年、225～233ページ

小枝達也「5歳児健診の実践の立場から」日本発達障害学会『発達障害研究』27、2005年、98～101ページ

鯨岡峻「発達障害の概念とその支援のあり方を考える」慶應義塾大学出版会『教育と医学』630、2005年、1128～1136ページ

鯨岡峻「発達障害ブームは『発達障害』の理解を促したか」日本評論社『そだちの科学』8、2007年、17～22ページ

宮本信也「発達障害、軽度発達障害とはどのような状態をいうのですか？ 精神障害、認知障害、情緒障害、適応障害(F432)という概念とはどこが違うのですか？」東京医学社『小児内科』39、2007年、197～199ページ
「特集：早期診断」星和書店『自閉症と発達障害研究の進歩』6、2002年

椎原弘章「序」東京医学社『小児内科』33、2001年、1045～1048ページ

杉山登志郎「発達障害の概念」発達障害者支援法ガイドブック編集委員会編『発達障害者支援法ガイドブック』河出書房新社、2005年、30ページ

田中康雄「ADHDの明日を信じて」日本評論社『そだちの科学』6、2006年、2～9ページ

田中康雄「医学的視点からみた学習障害」太田昌孝編『発達障害』日本評論社、2006年、107～126ページ

田中康雄「軽度発達障害の基礎の基礎」東京法規出版『地域保健』3、2007年、16～23ページ

田中康雄「発達障害者支援を考える実態調査報告書(速報版)」2007年

I 発達障害関係の法令

「発達障害者支援法」は、議員立法により平成16年12月3日に成立し、平成17年4月1日に施行されました。この法律は、従来制度の谷間に置かれ適切な支援を受けてこられなかった自閉症、LD、ADHD等を初めて障害と認定し、乳幼児期から成人に至るまでの年齢に応じた支援を国、自治体、国民の責務として定めています。

「学校教育法施行規則」の改正により、平成18年度からLD、ADHDが通級による指導の対象として新たに加えられました。これと同時に、従来「情緒障害」に含むとされていた「自閉症」が独立した種別となりました。

また、文部科学省の告示（第54号）により、通級による指導について、従来は週に3時間から8時間とされていましたが、LD、ADHDについては下限ははずれ、月に1時間から可能となりました。

1. 発達障害者支援法

(平成十七年法律第百六十七号) 施行日：平成17年4月1日

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものと

して政令で定めるものをいう。

- 2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。
- 3 この法律において「発達支援」とは、発達障害者に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う発達障害の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害の早期発見のため必要な措置を講じるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、発達障害児に対し、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に、その者の状況に応じて適切に、就学前の発達支援、学校における発達支援その他の発達支援が行われるとともに、発達障害者に対する就労、地域における生活等に関する支援及び発達障害者の家族に対する支援が行われるよう、必要な措置を講じるものとする。
- 3 発達障害者の支援等の施策が講じられるに当たっては、発達障害者及び発達障害児の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）の意思ができる限り尊重されなければならないものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、発達障害者の支援等の施策を講じるに当たっては、医療、保健、福祉、教育及び労働に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保するとともに、犯罪等により発達障害者が被害を受けること等を防止するため、これらの部局と消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関との必要な協力体制の整備を行うものとする。

(国民の責務)

第四条 国民は、発達障害者の福祉について理解を深めるとともに、社会連帯の理念に基づき、発達障害者が社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。

第二章 児童の発達障害の早期発見及び発達障害者の支援のための施策

(児童の発達障害の早期発見等)

第五条 市町村は、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十二条及び第十三条に規定する健康診査を行うに当たり、発達障害の早期発見に十

分留意しなければならない。

- 2 市町村の教育委員会は、学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号）第四条に規定する健康診断を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。
- 3 市町村は、児童に発達障害の疑いがある場合には、適切に支援を行うため、当該児童についての継続的な相談を行うよう努めるとともに、必要に応じ、当該児童が早期に医学的又は心理学的判定を受けることができるよう、当該児童の保護者に対し、第十四条第一項の発達障害者支援センター、第十九条の規定により都道府県が確保した医療機関その他の機関（次条第一項において「センター等」という。）を紹介し、又は助言を行うものとする。
- 4 市町村は、前三項の措置を講じるに当たっては、当該措置の対象となる児童及び保護者の意思を尊重するとともに、必要な配慮をしなければならない。
- 5 都道府県は、市町村の求めに応じ、児童の発達障害の早期発見に関する技術的事項についての指導、助言その他の市町村に対する必要な技術的援助を行うものとする。

（早期の発達支援）

第六条 市町村は、発達障害児が早期の発達支援を受けることができるよう、発達障害児の保護者に対し、その相談に応じ、センター等を紹介し、又は助言を行い、その他適切な措置を講じるものとする。

- 2 前条第四項の規定は、前項の措置を講じる場合について準用する。
- 3 都道府県は、発達障害児の早期の発達支援のために必要な体制の整備を行うとともに、発達障害児に対して行われる発達支援の専門性を確保するため必要な措置を講じるものとする。

（保育）

第七条 市町村は、保育の実施に当たっては、発達障害児の健全な発達が他の児童と共に生活することを通じて図られるよう適切な配慮をするものとする。

（教育）

第八条 国及び地方公共団体は、発達障害児（十八歳以上の発達障害者であって高等学校、中等教育学校、盲学校、聾（ろう）学校及び養護学校に在学する者を含む。）がその障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるようにするため、適切な教育的支援、支援体制の整備その他必要な措置を講じるものとする。

- 2 大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする。

(放課後児童健全育成事業の利用)

第九条 市町村は、放課後児童健全育成事業について、発達障害児の利用の機会の確保を図るため、適切な配慮をするものとする。

(就労の支援)

第十条 都道府県は、発達障害者の就労を支援するため必要な体制の整備に努めるとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第十九条第一項第三号の地域障害者職業センターをいう。）、障害者就業・生活支援センター（同法第三十三条の指定を受けた者をいう。）、社会福祉協議会、教育委員会その他の関係機関及び民間団体相互の連携を確保しつつ、発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、必要に応じ、発達障害者が就労のための準備を適切に行えるようにするための支援が学校において行われるよう必要な措置を講じるものとする。

(地域での生活支援)

第十一条 市町村は、発達障害者が、その希望に応じて、地域において自立した生活を営むことができるようにするため、発達障害者に対し、社会生活への適応のために必要な訓練を受ける機会の確保、共同生活を営むべき住居その他の地域において生活を営むべき住居の確保その他必要な支援に努めなければならない。

(権利擁護)

第十二条 国及び地方公共団体は、発達障害者が、その発達障害のために差別されること等権利利益を害されることがないようにするため、権利擁護のために必要な支援を行うものとする。

(発達障害者の家族への支援)

第十三条 都道府県及び市町村は、発達障害児の保護者が適切な監護をすることができるようにすること等を通じて発達障害者の福祉の増進に寄与するため、児童相談所等関係機関と連携を図りつつ、発達障害者の家族に対し、相談及び助言その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。

第三章 発達障害者支援センター等

(発達障害者支援センター等)

第十四条 都道府県知事は、次に掲げる業務を、社会福祉法人その他の政令

で定める法人であって当該業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者（以下「発達障害者支援センター」という。）に行わせ、又は自ら行うことができる。

- 一 発達障害の早期発見、早期の発達支援等に資するよう、発達障害者及びその家族に対し、専門的に、その相談に応じ、又は助言を行うこと。
 - 二 発達障害者に対し、専門的な発達支援及び就労の支援を行うこと。
 - 三 医療、保健、福祉、教育等に関する業務（次号において「医療等の業務」という。）を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し発達障害についての情報提供及び研修を行うこと。
 - 四 発達障害に関して、医療等の業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこと。
 - 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務
- 2 前項の規定による指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行う。

（秘密保持義務）

第十五条 発達障害者支援センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、職務上知ることのできた個人の秘密を漏らしてはならない。

（報告の徴収等）

第十六条 都道府県知事は、発達障害者支援センターの第十四条第一項に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該発達障害者支援センターに対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該発達障害者支援センターの事業所若しくは事務所に立ち入り、その業務の状況に関し必要な調査若しくは質問をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（改善命令）

第十七条 都道府県知事は、発達障害者支援センターの第十四条第一項に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該発達障害者支援センターに対し、その改善のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第十八条 都道府県知事は、発達障害者支援センターが第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合において、その業務の状況の把握に著しい支障が生じたとき、又は発達障害者支援センターが前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

(専門的な医療機関の確保等)

第十九条 都道府県は、専門的に発達障害の診断及び発達支援を行うことができることを認める病院又は診療所を確保しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の医療機関の相互協力を推進するとともに、同項の医療機関に対し、発達障害者の発達支援等に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

第四章 補則

(民間団体への支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、発達障害者を支援するために行う民間団体の活動の活性化を図るよう配慮するものとする。

(国民に対する普及及び啓発)

第二十一条 国及び地方公共団体は、発達障害に関する国民の理解を深めるため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(医療又は保健の業務に従事する者に対する知識の普及及び啓発)

第二十二条 国及び地方公共団体は、医療又は保健の業務に従事する者に対し、発達障害の発見のため必要な知識の普及及び啓発に努めなければならない。

(専門的知識を有する人材の確保等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、発達障害者に対する支援を適切に行うことができるよう、医療、保健、福祉、教育等に関する業務に従事する職員について、発達障害に関する専門的知識を有する人材を確保するよう努めるとともに、発達障害に対する理解を深め、及び専門性を高めるため研修等必要な措置を講じるものとする。

(調査研究)

第二十四条 国は、発達障害者の実態の把握に努めるとともに、発達障害の

原因の究明、発達障害の診断及び治療、発達支援の方法等に関する必要な調査研究を行うものとする。

(大都市等の特例)

第二十五条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(見直し)

2 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

理由

発達障害者をめぐる状況にかんがみ、発達障害者に対し生活全般にわたる支援を図もってその福祉の増進に寄与するため、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

2. 発達障害者支援法施行令

令第五十号 施行日：平成17年4月1日

内閣は、発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第一項、第十四条第一項及び第二十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

(発達障害の定義)

第一条 発達障害者支援法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める障害は、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現す

るもののうち、言語の障害、協調運動の障害その他厚生労働省令で定める障害とする。

(法第十四条第一項の政令で定める法人)

第二条 法第十四条第一項の政令で定める法人は、発達障害者の福祉の増進を目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人とする。

(大都市等の特例)

第三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）において、法第二十五条の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十四条の三十六の二に定めるところによる。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(地方自治法施行令の一部改正)

第二条 地方自治法施行令の一部を次のように改正する。

第七十四条の三十六の二第一項中「(昭和二十五年政令第百五十五号)」の下に「並びに発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）」を加え、「同法第十九条の七」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条の七」に改め、「停止の命令」の下に「並びに発達障害者支援法第十条第二項の規定による就労のための準備に係る措置」を加え、「同法及び同令」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び同令並びに発達障害者支援法」に改め、同条第五項中「第十条の二第二項」の下に「並びに発達障害者支援法第五条第五項」を加える。

3. 発達障害者支援法施行規則

厚生労働省令第八十一号 施行日：平成17年4月1日

発達障害者支援法施行令（平成十七年政令第百五十号）第一条の規定に基づき、発達障害者支援法施行規則を次のように定める。

平成十七年四月一日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

発達障害者支援法施行規則

発達障害者支援法施行令第一条の厚生労働省令で定める障害は、心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、言語の障害及び協調運動の障害を除く。）とする。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

4. 学校教育法施行規則（抜粋）

文部科学省令第二十二号 改正日：平成18年4月1日

第七十三条の二十一 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号の一に該当する児童又は生徒（特殊学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該心身の故障に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第二十四条第一項、第二十四条の二及び第二十五条の規定並びに第五十三条から第五十四条の二までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

- 一 言語障害者
- 二 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他心身に故障のある者で、本項の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

Ⅱ 文部科学省の全国実態調査の質問項目

2002年に、文部科学省が約4万人の小中学生を対象に、担任教師に対する質問の形式で教育上の配慮を必要とする児童・生徒の全国実態調査を行いました。

この調査に使用した質問項目を参考資料として掲載します。

◎出典：「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査（調査結果）」『今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）』文部科学省、2003年

1. < 「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」 >

- ・聞き間違いがある（「知った」を「行った」と聞き間違える）
- ・聞きもらしがある
- ・個別に言われると聞き取れるが、集団場面では難しい
- ・指示の理解が難しい
- ・話し合いが難しい（話し合いの流れが理解できず、ついていけない）
- ・適切な速さで話すことが難しい（たどたどしく話す。とても早口である）
- ・ことばにつまったりする
- ・単語を羅列したり、短い文で内容的に乏しい話をする
- ・思いつくままに話すなど、筋道の通った話をするのが難しい
- ・内容をわかりやすく伝えることが難しい
- ・初めて出てきた語や、普段あまり使わない語などを読み間違える
- ・文中の語句や行を抜かしたり、または繰り返し読んだりする
- ・音読が遅い
- ・勝手読みがある（「いきました」を「いました」と読む）
- ・文章の要点を正しく読みとることが難しい
- ・読みにくい字を書く（字の形や大きさが整っていない。まっすぐに書けない）
- ・独特の筆順で書く
- ・漢字の細かい部分を書き間違える
- ・句読点が抜けたり、正しく打つことができない
- ・限られた量の作文や、決まったパターンの文章しか書かない
- ・学年相応の数の意味や表し方についての理解が難しい
（三千四十七を300047や347と書く。分母の大きい方が分数の値として大きいと思っている）

- ・簡単な計算が暗算でできない
- ・計算をするのにとても時間がかかる
- ・答えを得るのにいくつかの手続きを要する問題を解くのが難しい
(四則混合の計算。2つの立式を必要とする計算)
- ・学年相応の文章題を解くのが難しい
- ・学年相応の量を比較することや、量を表す単位を理解することが難しい
(長さやかさの比較。「15cmは150mm」ということ)
- ・学年相応の図形を描くことが難しい(丸やひし形などの図形の模写。見取り図や展開図)
- ・事物の因果関係を理解することが難しい
- ・目的に沿って行動を計画し、必要に応じてそれを修正することが難しい
- ・早合点や、飛躍した考えをする
(0:ない、1:まれにある、2:ときどきある、3:よくある、の4段階で回答)

2. <「不注意」「多動性－衝動性」>

- ・学校での勉強で、細かいところまで注意を払わなかったり、不注意な間違いをしたりする
- ・手足をそわそわ動かしたり、着席していても、もじもじしたりする
- ・課題や遊びの活動で注意を集中し続けることが難しい
- ・授業中や座っているべき時に席を離れてしまう
- ・面と向かって話しかけられているのに、聞いていないようにみえる
- ・きちんとしていなければならない時に、過度に走り回ったりよじ登ったりする
- ・指示に従えず、また仕事を最後までやり遂げない
- ・遊びや余暇活動に大人しく参加することが難しい
- ・学習課題や活動を順序立てて行うことが難しい
- ・じっとしていない。または何かに駆り立てられるように活動する
- ・集中して努力を続けなければならない課題(学校の勉強や宿題など)を避ける
- ・過度にしゃべる
- ・学習課題や活動に必要な物をなくしてしまう
- ・質問が終わらない内に出し抜けに答えてしまう
- ・気が散りやすい

- ・順番を待つのが難しい
 - ・日々の活動で忘れっぽい
 - ・他の人がしていることをさえぎったり、じゃましたりする
- (0：ない、もしくはほとんどない、1：ときどきある、2：しばしばある、3：非常にしばしばある、の4段階で回答)

3. <「対人関係やこだわり等」>

- ・大人びている。ませている
- ・みんなから、「〇〇博士」「〇〇教授」と思われている（例：カレンダー博士）
- ・他の子どもは興味を持たないようなことに興味があり、「自分だけの知識世界」を持っている
- ・特定の分野の知識を蓄えているが、丸暗記であり、意味をきちんとは理解していない
- ・含みのある言葉や嫌みを言われても分からず、言葉通りに受けとめてしまうことがある
- ・会話の仕方が形式的であり、抑揚なく話したり、間合いが取れなかったりすることがある
- ・言葉を組み合わせ、自分だけにしか分からないような造語を作る
- ・独特な声で話すことがある
- ・誰かに何かを伝える目的がなくても、場面に関係なく声を出す（例：唇を鳴らす、咳払い、喉を鳴らす、叫ぶ）
- ・とても得意なことがある一方で、極端に不得手なものがある
- ・いろいろな事を話す、その時の場面や相手の感情や立場を理解しない
- ・共感性が乏しい
- ・周りの人が困惑するようなことも、配慮しないで言うてしまう
- ・独特な目つきをすることがある
- ・友達と仲良くしたいという気持ちはあるけれど、友達関係をうまく築けない
- ・友達のそばにはいるが、一人で遊んでいる
- ・仲の良い友人がいない
- ・常識が乏しい
- ・球技やゲームをする時、仲間と協力することに考えが及ばない

- ・動作やジェスチャーが不器用で、ぎこちないことがある
 - ・意図的でなく、顔や体を動かすことがある
 - ・ある行動や考えに強くこだわることによって、簡単な日常の活動ができなくなることもある
 - ・自分なりの独特な日課や手順があり、変更や変化を嫌がる
 - ・特定の物に執着がある
 - ・他の子どもたちから、いじめられることがある
 - ・独特な表情をしていることがある
 - ・独特な姿勢をしていることがある
- (0：いいえ、1：多少、2：はい、の3段階で回答)

Ⅲ 日本発達障害ネットワーク(JDDネット) およびその加盟団体

JDDネットは、従来制度の谷間に置かれ支援の対象となっていなかった、あるいは適切な支援を受けられなかった、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害のある人およびその家族に対する支援を行うとともに、発達障害に関する社会一般の理解向上を図り、福祉の増進に寄与することを目指し、2005年12月3日に発足しました。

JDDネットは、発達障害関係の当事者団体が発起団体となりましたが、発達障害関係の全国団体・地方団体や発達障害関係の学会・研究会、職能団体なども含めた、全く新しいスタイルの幅広いネットワークであり、障害の種別、学会・学派、職種、立場や主張、地域等の壁を越え、当事者支援を主眼に置いたネットワークです。

日本発達障害ネットワーク（JDDネット）事務局

住所：105-0013 東京都港区浜松町1-20-2 村瀬ビル3F

電話：03-6240-0674 FAX：03-6240-0671

【HP】 <http://jddnet.jp/> 【E-MAIL】 office@jddnet.jp

■正会員（14団体）2007年3月現在

団体名	電話番号	住所・E-Mail・HPのURL
NPO法人 アスベ・エルデの会	052-505-5000	451-0000 愛知県名古屋市区小上田井2丁目187 info@as-japan.jp http://www.as-japan.jp
NPO法人 えじそんくらぶ	042-962-8683	358-0003 埼玉県入間市豊岡1-1-1-924 info@e-club.jp http://www.e-club.jp
NPO法人 エッジ	03-6240-0670	105-0013 東京都港区浜松町1-20-2 村瀬ビル3F info@npo-edge.jp http://www.npo-edge.jp
全国LD親の会	03-6240-0673	105-0013 東京都港区浜松町1-20-2 村瀬ビル3F jpald@jddnet.jp http://www.normanet.ne.jp/zenkokld
社団法人日本自閉症協会	03-3545-3380	104-0044 中央区明石町6-22 タウインチ築地 6F asj@autism.or.jp http://www.autism.or.jp/
日本LD学会	028-649-0090	320-0851 宇都宮市鶴田町687-9 ムギショウビル2階 jald@vesta.ocn.ne.jp http://www.soc.nii.ac.jp/jald/
日本臨床心理士会	03-3817-6801	113-0033 文京区本郷2-40-14山崎ビル401 office@jscpp.jp http://www.jscpp.jp
日本自閉症スペクトラム学会	0422-54-7351	180-0012 武蔵野市緑町2-1-10 postmaster@autistic-spectrum.jp http://www.autistic-spectrum.jp
全国ことばを育む親の会	024-558-6053	960-8055 福島市野田町字相沢37-5
社団法人 日本作業療法士協会	03-5826-7871	111-0042 東京都台東区寿1-5-9 盛光伸光ビル http://www.jaot.or.jp/
日本感覚統合学会		950-3198 新潟市島見町1398 新潟医療福祉大学 永井研究室内 si-office@si-japan.net http://www.si-japan.net/
日本臨床発達心理士会	03-5348-5902	160-0023 東京都新宿区西新宿8-5-9 コーラス芹沢10A 日本発達心理学会事務局内 shikaku@sdjp.jp http://www.jocdp.jp/
日本言語聴覚士協会	03-5338-3855	160-0023 東京都新宿区西新宿8-5-8 正和ビル304号 kaiingai@jaslht.gr.jp http://www.jaslht.gr.jp/index.html
日本トゥレット協会	03-3553-1880	104-0032 東京都中央区八丁堀3-22-9 石橋ビル4F tsaj@tourette.jp

■エリア会員 (40団体)

団体名	都道府県	住所・電話番号・E-Mail・HPのURL
北海道高機能広汎性発達障害児者の会「ドンマイの会」	北海道	donmai115asa@hotmail.com http://www5f.biglobe.ne.jp/~donmai/
北海道発達障害者支援センター あおいそら	北海道	041-0802 北海道函館市石川町90-7 0138-46-0851
NPO法人 リヴォルヴ学校教育研究所	茨城県	TEL&FAX 029-856-8143 http://www.rise.gr.jp/ npo_rise@ybb.ne.jp
NPO法人 おひさまクラブ	栃木県	329-4423 栃木県下都賀郡大平町西水代1687-4 http://homepage3.nifty.com/ohisama/ ohisama-club@cc9.ne.jp
NPO法人 チューリップ元気の会	埼玉県	350-1137 川越市砂新田92 TEL&FAX 049-246-2050 http://tulip.main.jp/ tulipgenki@yahoo.co.jp
所沢・軽度発達障害児を支援する会「よつばくらぶ」	埼玉県	359-1111 所沢市緑町4-6-14-10 TEL&FAX 04-2928-2688 http://homepage2.nifty.com/yotsubaclub/
狭山フレンズ	埼玉県	350-1308 狭山市中央3-8-2 TEL:04-2959-1121 http://www.geocities.jp/friends_sayama/index.html
ADHD/ADDネットワーク「夜明け」運営委員会	千葉県	http://www.citizenet.or.jp/yoake/ adhd@yoake.777ch.org
NPO法人 リソースセンターone	東京都	111-0043 台東区駒形1-1-10第一金庫ビル2F TEL:03-3843-9455 http://www5b.biglobe.ne.jp/~r-one/
ハービーアンドマックローリンNPO	東京都	
AWA (AD/HD女性協会)	東京都	113-0033 文京区本郷4-15-14文京ボランティア・市民活動センター気付 http://members.ld.infoseek.co.jp/womenadhd/
アンフィニ	東京都	
I am OKの会-練馬軽度発達障害の子供を支援する会	東京都	
軽度発達障害の支援団体 神奈川オアシス	神奈川県	http://www.rak2.jp/town/user/oasisclub/
NPO法人 あではで神奈川	神奈川県	http://www.adehade.com/
NPO法人 ハーモニー	神奈川県	225-0002 横浜市青葉区美しが丘3-44-1 TEL:045-904-4505 npo_harmo@ybb.ne.jp
NPO法人 フワーク LD発達相談センターかながわ	神奈川県	226-0025 横浜市緑区十日市場町803-2 TEL:045-989-3501 http://www.futuro.or.jp/ ldcenter@futuro.or.jp
NPO法人 くじらぐも	神奈川県	221-0044 横浜市神奈川区東神奈川2丁目30番地2 TEL:045-461-5865 npo_kujiragumo@yahoo.co.jp
長野アスベ東北信	長野県	381-1231 長野市松代町松代87-4 TEL:026-278-1345 nagano_paruparu@yahoo.co.jp
すまいるクラブ	長野県	smile.club@mai.go.ne.jp http://www.geocities.co.jp/SweetHome-Brown/7766/
ハイパーキッズ	愛知県	hyperkids@yahoocorp.com http://www.geocities.co.jp/SweetHome-Brick/6179/
NPO法人 四日市・子ども発達支援センター	三重県	y_kodomo_siencenter@rabbit.livedoor.com http://www16.plala.or.jp/kodomo-yokkaichi/
滋賀LD教育研究会	滋賀県	kotoji@mx.scn.tv
ONLY ONEの会	京都府	
NPO法人 ファーム	京都府	617-0835 京都府長岡京市城の里16-8 TEL:075-954-7012 ts_hamano@ybb.ne.jp
アスペ・ノンラベル	京都府	non-label@mist.ocn.ne.jp
NPO法人 あんしんサービス泉州	大阪府	kitano1021@viuku.zaq.ne.jp
奈良県高機能自閉症児・者の会「アスカ」	奈良県	spectrum_asuka2004@yahoo.co.jp http://www.geocities.jp/spectrum_asuka/
NPO法人 ねお	島根県	neo-2889@rhythm.ocn.ne.jp http://blogs.yahoo.co.jp/npo_neo
岡山県高機能広汎性発達障害児・者の親の会(アリスの会)	岡山県	http://homepage2.nifty.com/oyanokai/index2.htm
ラブメントの会	岡山県	lovemint2002@hotmail.com http://www.geocities.co.jp/SweetHome/6705/menu.html
東広島親の会 たけのこ	広島県	furuta@orange.email.ne.jp
NPO法人 ナチュラルビレッジ	広島県	n-v@agate.plala.or.jp http://www12.plala.or.jp/n-v/
NPO法人 エルマーの会	山口県	eruma023@sky.icn-tv.ne.jp http://www.sky.icn-tv.ne.jp/sahara/
社会福祉法人 来島会	愛媛県	799-1535 愛媛県今治市登畑甲345番地1 TEL:0898-48-8848 http://www.kurushimakai.or.jp/
にいほまローズ	愛媛県	
ダンボクラブ	愛媛県	damboclub@hotmail.co.jp http://www.i.netwave.or.jp/takemiho/danbo.html
NPO法人 自閉症くらし応援舎TOUCH	福岡県	npotouch@ybb.ne.jp http://www.geocities.jp/touchjournal/
きなっせ!九州	熊本県	manager@kinasse.org http://www.kinasse.org/
Profit	鹿児島県	profit2005@msn.com

IV 発達障害者支援センター一覧

地域における発達障害者対策の推進を図るため、下記の事業等を行っています。

※発達障害児（者）やその家族からの相談

※専門的な指導及び助言

※就学前の発達支援から就労支援までライフステージに応じた支援

※発達障害児（者）に携わる医療、保健、福祉、教育等に従事する人に対する、発達障害に関する情報提供及び研修

都道府県	センター名称	住所・電話番号・E-Mail・HPのURL
北海道	北海道発達障害者支援センター あおいそら	041-0802 北海道函館市石川町90-7 0138-46-0851 http://www6.ncv.ne.jp/aoisora/
札幌市	札幌市自閉症・発達障害支援センター	007-0820 札幌市東区東雁来町207 011-790-1616 http://www.h2.dion.ne.jp/kubots/
青森県	青森県発達障害者支援センター「ステップ」	030-0822 青森県青森市中央3-20-30県民福祉プラザ3F 017-777-8201 http://www16.ocn.ne.jp/aoshien
岩手県	岩手県発達障害者支援センター	020-0173 岩手県岩手郡滝沢村滝沢字穴口203-4 019-601-1501 http://www8.ocn.ne.jp/mitake/center.htm
山形県	山形県発達障害者支援センター	999-3145 山形県上山市河崎3-7-1（総合療育訓練センター内） 023-673-3314 http://www.pref.yamagata.jp/ou/kenkofukushi/091007/yddc.html
宮城県	宮城県発達障害者支援センター「えくぼ」	981-3213 宮城県仙台市泉区南中山5-2-1 022-376-5306 http://www7.ocn.ne.jp/m-keiyuu/jiheij/jiheitop.htm
仙台市	仙台市発達相談支援センター アーチル	981-3133 宮城県仙台市泉区泉中央2-24-1 022-375-0110 http://moc.istu.jp/n_town/hattatsu/index.html
福島県	福島県発達障がい者支援センター	963-8041 福島県郡山市富田町字の上4-1（福島県総合療育センター-母子棟2階） 024-951-0352
栃木県	栃木県発達障害者支援センター「ふぉーゆう」	320-8503 栃木県宇都宮市駒生町3337-1（とちぎリハビリテーションセンター内） 028-623-6111 http://hattatsu.pref.tochigi.jp/index.htm
群馬県	群馬県発達障害者支援センター	371-0843 群馬県前橋市新前橋町13-12 027-254-5380
茨城県	茨城県発達障害者支援センター	311-3157 茨城県東茨城郡茨城町小幡北山2766-37 029-219-1222 http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/shofuku/titeki/jiheicenter.htm
埼玉県	埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」	350-0813 埼玉県川越市平塚新田字東河原201-2 049-239-3553 http://www10.ocn.ne.jp/mahoroba/
千葉県	千葉県発達障害者支援センター CAS	260-0018 千葉県千葉市中央支鼻2-9-3 043-227-8557 http://www5e.biglobe.ne.jp/cas-cas/
東京都	東京都発達障害者支援センター「トスカ」	156-0055 東京都世田谷区船橋1-30-9 03-3426-2318 http://www.tosca-net.com/
神奈川県	神奈川県発達障害者支援センター かながわA(エース)	259-0157 足柄上郡中井町境218 0465-81-0288 http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/13/1356/sienc/
横浜市	よこはま・自閉症支援室	224-0041 神奈川県横浜市都筑区仲町台1-2-31ヒルトップス301 045-949-3744 http://homepage2.nifty.com/web-jobcoach/page013.html
新潟県	新潟県発達障害者支援センター「RISE(ライズ)」	951-8121 新潟県新潟市水道町1-5932 025-266-7033
石川県	石川県発達障害者支援センター パース	920-3123 石川県金沢市福久東1丁目56番地 オフィスオーセド2F 076-257-5551 http://www6.ocn.ne.jp/path/
石川県	石川県発達障害者支援センター	920-8201 石川県金沢市鞍月東2丁目6番地（石川県こころの健康センター内） 076-238-5557 http://www.pref.ishikawa.jp/fukusi/kokoro-home/hattatu/top.htm
福井県	福井県発達障害者支援センター スクラム福井	914-0144 福井県敦賀市桜ヶ丘町8-6 0770-21-2346 http://scrum-fukui.com/
富山県	富山県自閉症・発達障害支援センター「あおぞら」	931-8443 富山県富山市下飯野36（富山県高志通園センター内） 076-438-8415 http://www.aozora-toyama.jp/
富山県	富山県自閉症・発達障害支援センター「ありそ」	930-0143 富山県西金屋6682（めひの野園 うさか寮内） 076-438-5694 http://www.vcnet.toyama.toyama.jp/%7Emehino/ariso/
山梨県	山梨県発達障害者支援センター	400-0005 山梨県甲府市北新1-2-12 055-254-8631 http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/shogai-sdn/60793809544.html

都道府県	センター名称	住所・電話番号・E-Mail・HPのURL
長野県	長野県自閉症・発達障害支援センター	380-0928 長野県長野市若里7-1-7 (長野県精神保健福祉センター内) 026-227-1810 http://www.pref.nagano.jp/xseisei/withyou/
静岡県	静岡県子ども家庭相談センター 総合支援部	422-8031 静岡県駿河区有明2番20号 054-286-9038 http://www.pref.shizuoka.jp/kenhuku/sogo.html
愛知県	あいち発達障害者支援センター	480-0304 愛知県春日井市神屋町713-8 0568-88-0849 http://www.pref.aichi.jp/hsc/asca/
名古屋市	名古屋自閉症・発達障害者支援センター	466-0827 愛知県名古屋市長和区川名山町6-4 052-832-6172 http://www.city.nagoya.jp/kurashi/shougai/sisetsu/hattatsu/
岐阜県	岐阜県発達支援センター のぞみ	502-0854 岐阜市鷺山向井2563-57 058-233-5116 http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s22315/nozomi/
三重県	三重県自閉症・発達障害支援センター	514-0818 津市城山1-12-3 (あすなろ学園) 059-234-6527 http://www.pref.mie.jp/SHOHO/gyousei/jiheis.htm 510-1326 菟野町杉谷1573 (あさけ学園) 0593-94-1595 519-2703 大宮町滝原1195-1 (れんげの里) 05988-6-3911
滋賀県	滋賀県自閉症・発達障害支援センター「いぶき」	526-0043 滋賀県長浜市大茂支町415-1 (第二湖北寮内) 0749-65-2191 http://www.kohokukai.or.jp/ibuki/index.html
京都府	京都府子ども発達支援センター「すてっぷセンター」	610-0331 京都府京田辺市田辺茂ヶ谷186-1 0774-64-6141 ※対象年齢：18歳未満
京都市	京都市発達障害者支援センター「かがやき」	602-8144 京都市京都市上京区丸太町通黒門町東入藁屋町536-1 075-841-0375 http://www17.plala.or.jp/kyotokagayaki/
大阪府	大阪府自閉症・発達障害支援センター アウトおおさか	569-0077 大阪府高槻市野見町3-14第2高谷ビル201 072-662-0055 http://homepage3.nifty.com/actosaka/
大阪市	大阪市発達障害者支援センター「エルムおおさか」	547-0026 大阪市平野区喜連西6-2-55 大阪市中心障害者リハビリテーションセンター2階 06-6797-6931 http://www16.ocn.ne.jp/hattatsu/
奈良県	奈良県発達障害支援センター「であ〜」	630-8424 奈良市古市町1番2 奈良仔鹿園内 0742-62-7746 http://www5.kcn.ne.jp/deardeer/
和歌山県	和歌山県発達障害者支援センター「ボラリス」	641-0044 和歌山市今福3-5-41 愛徳医療福祉センター内 073-413-3200 http://www.eonet.ne.jp/aitoku/po-main.htm
兵庫県	ひょうご発達障害者支援センター クローバー	671-0122 兵庫県高砂市北浜町北盤519 0792-54-3601 http://homepage3.nifty.com/auc-clover/
岡山県	おかやま発達障害者支援センター	703-8555 岡山県岡山市祇園地先 086-275-9277 http://www.jidoujin.jp/asdshien/
鳥取県	鳥取県自閉症・発達障害支援センター「エル」	682-0854 鳥取県倉吉市みどり町3564-1県立皆成学園内 0858-22-7207 http://www.pref.tottori.jp/shougaihukushi/yell
鳥根県	鳥根県東部発達障害者支援センター「ウィッシュ」	699-0822 鳥根県出雲市神西沖町2534-2 0853-43-2252 http://www.futabaen.or.jp/senta1.htm
鳥根県	鳥根県西部発達障害者支援センター「ウインド」	697-0005 鳥根県浜田市上府町12589 0855-23-0208 http://www.iwami-wind.org/
広島県	広島県発達障害者支援センター	739-0133 広島市八本松町米満461 (社会福祉法人つつじ ウィング内) 082-497-0131 http://www18.ocn.ne.jp/h-scdd/
広島市	広島市発達障害者支援センター	732-0052 広島市東区光町2-15-55 広島市子ども療育センター内 082-568-7328 http://www.city.hiroshima.jp/www/contents/00000000000001127216504633/index.html
山口県	山口県自閉症・発達障害者支援センター	753-0302 山口市大字仁保中郷50番地 083-929-5012 http://ynet.gr.jp/hiraki/center/
徳島県	徳島県発達障害者支援センター	779-3124 徳島県徳島市国府町中360-1 088-642-4000 http://ourtokushima.net/hattatsu/index.php
高知県	高知県立療育福祉センター発達支援部	780-8081 高知県高知市若草町10-5 088-844-1247
福岡県	福岡県発達障害者支援センター「ゆう・もあ」	825-0004 田川市夏吉4205-7 0947-46-9505
北九州市	北九州市自閉症・発達障害支援センター「つばさ」	802-0803 福岡県北九州市小倉南区香ヶ丘10-2 (北九州市立総合療育センター内) 093-922-5523 http://www.tsubasa.kitaq-src.jp/
佐賀県	佐賀県発達障害者支援センター「結」	841-0073 佐賀県鳥栖市江島町字西谷3300-1 0942-81-5728
長崎県	長崎県発達障害者支援センター「しおさい(潮彩)」	854-0071 長崎県諫早市永昌東町24-3 0957-22-1802 http://www.pref.nagasaki.jp/shiosai/
熊本県	熊本県発達障害者支援センター	869-1217 熊本県菊池郡大津町森54-2 096-293-8189 http://www7.ocn.ne.jp/sanki/shien/
大分県	大分県自閉症・発達障害支援センター「イコール」	879-7304 大分県大野郡犬飼町大寒2149-1 097-586-8080 http://www8.ocn.ne.jp/moegi/support.htm
宮崎県	宮崎県発達障害者支援センター	889-1601 宮崎県宮崎郡清武町大字木原4257-7 (県立ひまわり学園内) 0985-85-7660 http://www.m-sj.or.jp/h-center/index.cgi
鹿児島県	鹿児島県発達障害者支援センター	891-0175 鹿児島市桜ヶ丘6丁目12番 (鹿児島県児童総合相談センター内) 099-264-3720

V 各地の診断・相談・療育機関

全国LD親の会の会員がよく利用する、診断・相談機関・療育機関を掲載しています。
(下記の他に教育センター、児童相談所も相談等を受けている所が多数あります) 対象領域、
扱区分等も含めて内容が異なったり、変更になったりすることがありますので、詳細につ
いては、直接確認の上利用されることをお勧めします。

【対象とする主要な障害】

「L」= LD、「A」= ADHD、「自」= 自閉症

【扱区分】

- 「診」 医師・臨床心理士等により診断・判定を行っている機関
- 「医」 小児科・小児神経科等の医師による診療を行っている機関
- 「相」 カウンセラー・臨床心理士等や医師等による教育相談・療育相談を行っている機関
- 「教」 教育・療育を行っている機関(学習教室、ソーシャルスキル訓練、運動等の療育機関)

[全国LD親の会調べ]

都道府県	機関名	対象	扱区分	〒	住所	電話
北海道	北海道立札幌肢体不自由児総合療育センター	LA自	診医相教	006-0041	札幌市手稲区金山1条1丁目2-2	011-682-1331
北海道	北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター	LA自	診医相教	071-8142	旭川市春光台2条1丁目1-43	0166-51-2126
北海道	札幌医大保健医療学部作業療法学科	LA自	診相教	060-8556	札幌市中央区南1条西17丁目	011-611-2111
北海道	市立札幌病院付属静療院児童部	LA自	診医相教	062-0934	札幌市豊平区平岸4条18丁目1-21	011-821-0070
北海道	おしま地域療育センター	LA自	診医相教	041-0802	函館市石川町42-2	0138-46-6641
北海道	社会福祉法人「楡の会」	LA自	診医相教	004-0007	札幌市厚別区厚別町下野幌49-33	011-898-3929
北海道	北海道立緑が丘病院 児童部	LA自	診医相教	080-0334	音更町緑が丘1番地	0155-42-3377
北海道	北海道子ども心療内科 氏家医院	LA自	診医相教	065-0043	札幌市東区苗穂町3-2-7	011-711-3450
北海道	北海道大学大学院教育学研究科 教育臨床講座	LA自	診相教	060-0811	札幌市北区北11西7	011-706-3105
北海道	堀口クリニック	LA自	診医相	084-0906	釧路市鳥取大通3-11-8	0154-55-0507
青森県	弘前大学医学部附属病院 思春期外来	LA自	診医相	036-8203	弘前市本町53	0172-33-5111
青森県	健生病院 小児科	A自	診医	036-8045	弘前市野田2-2-1	0172-32-1171
青森県	むらなか小児科内科	A自	診医	036-8081	弘前市大字福田字権元 17-1	0172-29-3232
青森県	すわクリニック	LA自	医相	031-0803	八戸市諏訪1-1-9	0178-47-3636
青森県	自閉症・発達障害サポートセンター you me	自	相教	031-0802	八戸市小中野5丁目10-18	0178-47-9128
岩手県	独立行政法人国立病院機構 花巻病院	LA自	診医相	025-0033	岩手県花巻市諏訪500	0198-24-0511
岩手県	岩手県立南光病院 児童外来	LA自	診医	021-0901	岩手県一関市真柴字矢ノ目沢56-19	0191-23-3655
岩手県	岩手大学教育学部附属教育実践総合センター 子ども相談室	LA自	相	020-0066	岩手県盛岡市上田3-18-33	019-621-6634
岩手県	盛岡第二AMBI教室	LA自	相教	020-0861	盛岡市南大通3-4-5リッカー北上402	019-625-9968
宮城県	東北大学医学部付属病院 小児科	LA自	診医	980-8574	仙台市青葉区星陵町1-1	022-717-7744
宮城県	仙台市発達支援相談センター (アーチル)	LA自	診相	981-3133	仙台市泉区泉中央2丁目24-1	022-375-0110
宮城県	仙台YMCA	LA自	相教	980-0822	仙台市青葉区立町9-7	022-222-7645
宮城県	五十嵐小児科	LA自	診医	981-3203	仙台市泉区高森1-1-234	022-377-4832
秋田県	秋田県小児療育センター	LA自	診医相	010-0941	秋田市川尻町八橋境2-11	018-823-7530
秋田県	秋田大学医学部小児科 メンタルヘルス外来(要紹介書)	LA自	医	010-8543	秋田県本道1-1-1	018-884-6159
秋田県	長信田の森	LA	診医	018-2303	秋田県山本郡山本町森岳字石倉沢1-2	0185-72-4133
山形県	山形大学心理教育相談室	A自	相教	990-0023	山形市松波2-7-4	023-624-2847
山形県	山形特別支援教育学習センター	LA自	相教	990-0021	山形市小白川町2丁目7-10	023-625-8325
福島県	福島県心身障害児総合療育センター	LA自	診医相	963-8041	郡山市富田町字上/台4-1	024-951-0143

都道府県	機関名	対象	扱区分	〒	住所	電話
福島県	福島県精神保健福祉センター	LA自	相	960-8012	福島市御山町10-9	024-535-3556
福島県	福島学院短期大学メンタルヘルスセンター	LA自	診医相	960-0181	福島市宮代乳児池1-1	024-553-3314
福島県	いわき市立常盤病院	LA自	診医相	972-8322	いわき市常盤上湯長谷町上ノ台2	0246-43-4175
福島県	いわき地域療育センター	LA自	相	974-8232	いわき市錦町重殿15	0246-65-6266
栃木県	自治医科大学付属病院 小児科(小児神経)	LA自	診医相	329-0498	内郡南河内町薬師寺3311-1	0285-44-2111
栃木県	国際医療福祉大学 言語聴覚センター	L	医相教	324-8501	大田原市北金丸2600-1	0287-24-3028
栃木県	栃木県カウンセリングセンター(私立)	LA自	診相	320-0851	宇都宮市鶴田町687-9	028-647-1717
栃木県	とちぎリハビリテーションセンター	LA自	医相教	320-8503	宇都宮市駒生町3337-1	028-623-7010
栃木県	済生会宇都宮病院	LA自	診医相	321-0974	宇都宮市竹林町911-1	028-626-5500
茨城県	筑波大学教育相談 心身障害学教育相談	LA自	診相教	305-0005	つくば市天王台1-1-1	0298-53-6809
茨城県	茨城県立こども病院	LA自	医	311-4145	水戸市双葉台3-3-1	029-254-1151
茨城県	茨城県立医療大学付属病院 小児科	LA自	診医相	300-0331	茨城県稲敷郡阿見町阿見原4733	0298-88-9200
茨城県	茨城県立友部病院 思春期外来	LA自	診医相	309-1717	茨城県西茨城郡友部町旭町6	0296-77-1151
茨城県	つくば市立病院 小児科	LA自	診医相	300-4231	茨城県つくば市大字北条5022	0298-67-1196
茨城県	取手市協同病院 小児科	LA自	診医	302-0022	取手市本郷2-1-1	0297-74-5551
茨城県	土浦協同病院 小児科	LA自	診医	300-0053	土浦市真鍋新町11-7	029-823-3111
群馬県	群馬整肢療護苑	L	医相	370-3531	群馬郡群馬町大字足門146-1	027-373-2277
群馬県	緑クリニック	L	医	370-3513	群馬郡群馬町北原25-3	027-373-8611
埼玉県	埼玉県立小児医療センター	LA自	診医相	339-0077	さいたま市岩槻区馬込2100	048-758-1811
埼玉県	さいたま市心身障害総合センター	LA自	診医相	331-0052	さいたま市西区三橋6-1587	048-622-1211
埼玉県	国立秩父学園	LA自	診医相	359-0004	所沢市北原町860	042-992-2839
埼玉県	彩星学舎	LA	教	336-0902	さいたま市浦和区大東2-12-33	048-884-1234
埼玉県	カノン	LA自	教	330-0852	さいたま市大宮区大成町2-178-4 坂口ビル	048-653-1518
埼玉県	埼玉YMCA	LA	教	359-1141	所沢市小手指町1-39-2	04-2939-5051
千葉県	国立精神神経センター-国府台病院	LA自	診医相	272-8516	市川市国府台1-7-1	047-372-1501
千葉県	千葉市療育センター	LA	診医	261-0003	千葉市美浜区高浜4-8-3	043-279-3141
千葉県	淑徳大学発達臨床研究センター(就学前対象)	LA自	教	260-0812	千葉市中央区大蔵寺町200	043-264-6042
東京都	東京都立多摩療育園	LA自	診医相	183-0031	府中市西府町4-7-1	0423-66-2311
東京都	東京小児療育病院	LA自	診医相	208-0011	武蔵村山市学園4-10-1	0425-61-2621
東京都	東京都立梅ヶ丘病院子どもの精神保健相談室	LA自	診医	156-0043	世田谷区松原3-37-10	03-3323-1251
東京都	国立成育医療センター 発達心理科・神経内科・総合診療部	LA自	診医相教	157-8535	世田谷区大蔵2-10-1	03-5494-7300
東京都	国立精神・神経センター-武蔵病院小児神経科	LA自	診医	187-8551	小平市小川東町4-1-1	042-341-2711
東京都	日本大学・医学部附属板橋病院・小児科	LA自	診医	173-8610	板橋区大谷口上町30-1	03-3972-8111
東京都	日本社会事業大学附属子ども学園	LA自	診相教	204-0024	清瀬市梅園1-2-50	0424-91-8131
東京都	東京女子医大附属病院小児心理室	LA自	診医相	162-8666	新宿区河田町8-1	03-3353-8111
東京都	東京大学医学部附属病院こころの発達診療部	LA自	診医相	113-8655	文京区本郷7-3-1	03-3815-5411
東京都	東京通信病院小児神経科	LA自	診医	102-8798	千代田区富士見2-14-23	03-5214-7111
東京都	東邦医大附属大橋病院小児科	LA自	診医	153-0044	目黒区大橋2-17-6	03-3468-1251
東京都	東京学芸大学・発達障害電話相談	LA自	相		電話相談のみ	0423-29-7686
東京都	筑波大学 心理・心身障害教育相談室 大塚地区相談グループ	LA自	相	112-0012	文京区大塚3-29-1 筑波大学内	03-3942-6850
東京都	白百合女子大学臨床心理研究室	LA自	診医教	182-8525	調布市緑ヶ丘1-25	03-3326-5050
東京都	明治学院大学 心理臨床センター	LA自	相	108-8636	港区白金台1-2-37	03-5421-5444
東京都	子どもの城・小児保健クリニック	LA自	診医相	150-0001	渋谷区神宮前5-53-1	03-3797-5667
東京都	旭出学園教育研究所	LA自	診相教	178-0063	練馬区東大塚7-12-16	03-3922-4422
東京都	こどもの発達療育研究所 長瀬療育相談室	LA自	診相教	102-0072	千代田区飯田橋 2-6-1 小宮山ビル4F	03-3221-9015
東京都	東西YMCA	LA	教	186-0003	国立市富士見台2-35-11	0425-77-5521
東京都	のぞみ発達クリニック	LA自	診医相	125-0054	葛飾区高砂7-26-3	03-3627-9029
東京都	リソースセンターONE	LA	教	130-0005	台東区駒形1-1-10 第一金庫ビル2F	03-3843-9455
東京都	司馬クリニック	A	医相	180-0022	武蔵野市境 2-2-3 渡辺ビル4F	0422-55-8707
東京都	発達協会・王子クリニック	LA自	診医相	114-0002	北区王子4-2-11	03-5390-3911
東京都	東京西徳洲会病院 小児腫瘍センター 神経・発達部門	LA自	診医相	196-0003	昭島市松原町3-1-1	042-500-4433

都道府県	機関名	対象	扱区分	〒	住所	電話
東京都	田口教育研究所	LA	自 相	153-0051	目黒区上目黒2-10-7-301	03-5768-8807
東京都	NPO法人 CEセンター	LA	自 診相教	192-0364	八王子市南大沢2-27 7ル3南大沢5F	042-677-0201
神奈川県	国立特殊教育総合研究所	LA	自 診相教	239-0841	横須賀市野比5-1-1	0468-48-4121
神奈川県	県央療育センター	LA	自 相教	242-0022	大和市柳橋5-2-7	0462-69-0066
神奈川県	平塚市子ども教育相談センター	LA	自 相	254-0000	平塚市浅間町4-39	0463-36-6012
神奈川県	神奈川県学習障害教育研究協会	LA	診相教	226-0025	横浜市緑区十日市場町801-8	045-984-7910
神奈川県	クリニックかとう	LA	診医	212-0012	川崎市幸区中幸町3-32-7 光和ビル3F	045-985-2540
神奈川県	横浜北YMCA	LA	相教	222-0011	横浜市港北区菊名6-13-57	044-522-0011
神奈川県	LD発達相談センターかながわ	LA	相教	226-0025	横浜市緑区十日市場819-3 第2研山ビル3F	045-989-3501
新潟県	新潟県立精神医療センター 児童精神科	LA	自 診医相教	940-0015	長岡市寿2-4-1	0258-24-3930
新潟県	上越教育大附属障害児教育実践センター	LA	自 相教	943-8512	上越市山屋敷町1-945	0255-22-2411
新潟県	新潟大学教育人間科学部 障害児教育専修	LA	自 相教	950-2102	新潟市五十嵐二の町8050	025-262-7228
新潟県	新潟県はまぐみ小児療育センター	LA	自 診医相教	951-8121	新潟市水道町1-5932	025-266-0151
新潟県	新潟県立吉田病院	LA	自 診医相教	959-0242	燕市吉田大保町32-14	0256-92-5111
富山県	富山大学人間発達科学部附属人間発達科学研究実践総合センター	LA	自 相	930-0887	富山市五飯3190	076-445-6382
富山県	富山県高志通園センター	LA	自 診医教	931-8443	富山市下坂野36	076-438-5694
富山県	富山医療福祉専門学校 (田村先生)	LA	自 相	936-0023	滑川市柳原149-9	076-476-0001
石川県	石川療育センター	LA	自 診医相	920-1146	金沢市上中町イ 67-2	076-229-3033
石川県	金沢市教育プラザ富樫	LA	自 相教	921-8171	金沢市富樫3-10-1	076-243-1054
福井県	福井県小児療育センター	LA	自 医教	910-0846	福井市四ツ井2-8-48	0776-53-6573
福井県	福井県立大学心理教育相談室	LA	自 相教	910-1195	福井県吉田郡永平寺町兼定島4-1-1	0776-61-6000
福井県	平谷こども発達クリニック	LA	自 診医相教	918-8205	福井市北四ツ井2-1409	0776-54-9600
山梨県	山梨県立精神保健福祉センター	LA	自 診相	400-0005	甲府市北新1-2-12	055-254-8644
山梨県	山梨大学医学部付属病院 小児科	A	自 診医相	409-3898	中巨摩郡玉穂町下河東1110	055-273-1111
山梨県	甲府共立病院 小児科 (リハ)	LA	自 医相教	400-0034	甲府市宝1-9-1	055-226-3131
山梨県	石和共立病院 小児科 (リハ)	LA	自 医相教	406-0035	東八代郡石和町広瀬623	055-263-3131
山梨県	みぞべこどもクリニック	LA	自 医相	400-0026	甲府市塩部4-14-12	055-252-1811
長野県	長野県立こども病院神経科、リハビリテーション科	LA	自 診医相	399-8288	長野県南安曇郡豊科町豊科3100	0263-73-6700
長野県	厚生連北信総合病院 小児科神経外来	LA	自 診医相	383-0021	中野市西1-5-63	0269-22-2151
長野県	信州大学医学部付属病院神経科 児童思春期外来	LA	自 診医相	390-8621	松本市旭3-1-1	0263-35-4600
静岡県	静岡県立こども病院	LA	自 診医相	420-8660	静岡市清水8860	054-247-6251
静岡県	静岡医療福祉センター	LA	自 診医相教	422-8006	静岡市曲金5-3-30	054-285-0753
静岡県	浜松市発達医療総合福祉センター	LA	自 診医相	434-0023	浜松市高圃775-1	053-586-8800
静岡県	伊豆医療福祉センター 発達行動小児科	LA	自 診医相	410-2122	静岡県田方郡菟山町寺家202	055-949-6025
静岡県	メンタルクリニック・ダダ	LA	自 診医相	434-0043	浜北市中条1844	053-586-8001
愛知県	愛知県心身障害者コロニー	LA	自 診医相	480-0304	春日井市神屋町713-8	0568-88-0811
愛知県	名古屋地域療育センター	LA	自 診医相	454-0828	名古屋市中川区小本一丁目20-48	052-361-9555
愛知県	名古屋市北部地域療育センター	LA	自 診医相	451-0083	名古屋市西区新福寺町2-6-5	052-522-5277
愛知県	名古屋市南部地域療育センターそよ風	LA	自 診医相	457-0805	名古屋市南区三吉町1-7	052-612-3357
愛知県	あいち小児保健医療総合センター	LA	自 診医相	474-0031	大府市森岡町尾坂田1番の2	0562-43-0900
愛知県	豊田市こども発達センター のぞみ診療所	LA	自 診医相	471-0062	豊田市西山町2-19	0565-32-8585
愛知県	心理療育研究所トマニ教室	LA	自 相教	464-0067	名古屋市中区池下1-6-20-306	052-763-6197
三重県	三重県立小児診療センターあすなろ学園	L	自 診医相	514-0818	津市城山1-12-3	059-235-5556
三重県	斉藤メンタルクリニック	L	自 診医相	514-0063	津市浜見町630-122	059-222-7587
三重県	あさけ診療所	LA	自 診医相	510-1326	三重県三重郡菟野町杉谷1573	0593-94-5120
三重県	学習サポートセンター	LA	自 相教	510-0241	鈴鹿市白子駅前18-15すずかのぶどう内	059-371-0518
滋賀県	滋賀県立小児保健医療センター	LA	自 診医相	524-0022	守山市守山町5丁目7-30	077-582-6200
滋賀県	滋賀医科大学医学部附属病院 小児科発達外来	LA	自 診医相	520-2192	大津市瀬田月輪町	077-548-2111
滋賀県	パームこどもクリニック	LA	自 診医相教	520-3027	栗東市野尻440	077-551-2110
京都府	府立こども発達支援センター	LA	自 診相	610-0331	京田辺市田辺茂ヶ谷186-1	0774-64-6141
京都府	府立心身障害者福祉センター付属リハビリテーション病院	LA	自 診医相	610-0113	城陽市中芦原	0774-54-1400

都道府県	機関名	対象	扱区分	〒	住所	電話
京都府	京都市児童福祉センター	LA自	診医相	602-8155	京都市上京区竹屋町千本東1	主税0910-25 075-801-2929
京都府	京都府立医科大学付属病院小児科	LA自	医	602-8566	京都市上京区河原町広小路上槻井465	075-251-5111
京都府	京都大学医学部附属病院小児科	LA自	医相	606-8397	京都市左京区聖護院川原54	075-751-3111
京都府	京都教育大学発達相談室	LA自	診相教	612-0863	京都市伏見区深草藤森町1	075-644-8207
京都府	花の木医療福祉センター	LA自	医相教	621-0018	亀岡市大井町小金塚北浦37-1	0771-23-0701
京都府	京都民医連太子道診療所	LA自	医相	604-8454	京都市中京区西ノ京小堀池町18-1	075-822-2660
京都府	子どもの発達・学習研究所 ユレカ	LA自	診相教	600-8447	京都市下京区新道通北下新道461-7-2 タワロビビル2F	075-361-5706
京都府	らく相談室	LA自	診相教	603-8324	京都市北区北野紅梅町85	075-464-4130
京都府	龍谷大学大学院学研究科臨床心理看護学「大人と子どものこころのクリニック」	LA自	診相教	600-8268	京都市下京区七条通大宮東入大工町125-1	075-343-3344
京都府	まるいクリニック	LA自	診医相	604-8165	京都市中京区堂町通三条下条の鳥帽子屋町493	075-253-1808
京都府	京都府立洛南病院（思春期青年期・予約制）	LA自	診医	611-0011	京都府宇治市五ヶ庄広岡谷2番地	0774-32-5900
大阪府	大阪府こころの健康総合センター	LA自	診相	558-0056	大阪府住吉区万代東3-1-46	06-6691-2811
大阪府	大阪府立松心園	LA自	診医相教	573-0022	大阪府枚方市宮之阪3-16-21	072-847-3261
大阪府	大阪市立大学医学部付属病院小児科	LA自	診医	545-8586	大阪市阿倍野区旭町1-5-7	06-6645-2121
大阪府	大阪市立住吉市民病院小児科	LA自	診医	559-0012	大阪府住之江区東加賀屋1-2-16	06-6681-1000
大阪府	大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター相談課	LA自	診医相	547-0026	大阪府平野区喜連西6-2-55	06-6797-6567
大阪府	大阪市立総合医療センター 児童青年精神科	LA自	診相	534-0021	大阪府都島区都島本通2-13-22	06-6929-1221
大阪府	大阪医科大学 LDセンター	LA自	診医相	569-0801	大阪府高槻市大字町2-7	072-684-6236
大阪府	近畿大学医学部附属病院メンタルヘルス科	LA自	診医相	589-8511	大阪府大阪狭山市大野東377-2	072-366-0221
大阪府	淀川キリスト教病院小児科	LA自	診医相	533-0032	大阪府東淀川区淡路2-9-26	06-6322-2250
大阪府	安原こどもクリニック	LA自	診医相	572-0085	大阪府寝屋川市香里新町26-3	072-832-2211
大阪府	かく・にしかわ診療所	LA自	診医相	542-0083	大阪府中央区東心斎橋1-16-31心斎橋錦ビル3階	06-4704-7333
大阪府	大阪土佐堀YMCA	LA自	教	550-0001	大阪府西区土佐堀1-5-6	06-6441-0895
兵庫県	ひょうご学習障害相談室(兵庫県障害児教育センター内)(兵庫県在住者)	LA自	相	651-0062	神戸市中央区坂口通2-1-18	078-222-3604
兵庫県	兵庫県おのじぎく療養センター	LA自	診	651-2215	神戸市西区北山台2-566-361	078-994-2525
兵庫県	兵庫県立こども病院	LA自	診医相	654-0081	神戸市須磨区高倉台1-1-1	078-732-6961
兵庫県	こうべ学びの支援センター（神戸市在住者）	LA自	相	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-3-2	078-360-2160
兵庫県	加古川市青少年育成課教育相談センター	LA自	相	675-0031	加古川市加古川町北在家2718 青少年女性センター内	0794-21-5484
兵庫県	姫路市総合福祉通園センター(姫路市在住者)	LA自	診医相教	670-0806	姫路市増位新町2-27	0792-88-7122
兵庫県	神戸大学医学部附属病院 精神神経科	LA自	診医相	650-0017	神戸市中央区楠町7-5-1	078-382-5111
兵庫県	兵庫教育大学学校教育学部 附属発達心理臨床研究センター	LA自	相教	673-1494	兵庫県東条市下久米942-1	0795-44-2285
兵庫県	武庫川女子大学 発達臨床心理学研究所	LA自	相	663-8558	西宮市池開町6-46	0798-45-3535
兵庫県	西宮YMCA	L自	教	662-0977	西宮市神楽町5-23	0798-35-5987
兵庫県	南芦屋浜病院	LA自	診医相	659-0000	芦屋市陽光町3-21	0797-22-4040
兵庫県	昭和病院	LA自	診医相	660-0893	尼崎市西難波6-2-15	06-6401-5533
奈良県	奈良県立中央こども家庭相談センター	LA自	診相	630-8306	奈良市紀寺町833	0742-26-3788
奈良県	奈良県立心身障害者リハビリテーションセンター 精神科	LA自	診医	636-0345	奈良県磯城郡田原本町大字多722	0744-32-0200
和歌山県	和歌山県子ども障害者相談センター	LA自	診相	641-0014	和歌山市毛見琴ノ浦1437-218	073-445-5312
和歌山県	和歌山県立医科大学付属病院	LA自	診	641-0012	和歌山市紀三井寺811-1	073-447-2300
和歌山県	愛徳整放園	LA自	診医相教	641-0044	和歌山市今福3-5-41	073-425-2391
和歌山県	生協こども診療所 小児科	LA自	診医相	641-8390	和歌山市有本144-17	073-476-4455
鳥取県	独立行政法人 国立病院機構 鳥取医療センター 小児科(発達外来)	LA自	診医	689-0203	鳥取市三津876	0857-59-1111
鳥取県	鳥取大学医学部付属病院 脳神経小児科	LA自	診医	683-8504	米子市西町36-1	0859-38-6772
鳥取県	鳥取県立 総合療育センター	LA自	診医相教	680-0941	米子市上福原7-13-3	0859-22-6164
鳥取県	鳥取県立 鳥取療育園（発達外来）	LA自	診医相教	680-0901	鳥取市江津260	0857-29-8889
鳥取県	(福)鳥取こども学園内 児童家庭支援センター・希望館	LA自	医相教	680-0061	鳥取市立川町5-417	0857-21-5111
島根県	島根県立中央病院	LA自	診医相	693-8555	出雲市姫原町	0853-22-5111
広島県	広島県立身体障害者リハビリテーションセンター	LA自	診医相教	739-0036	東広島市西条町田口295-3	0824-25-1455
広島県	広島県立大学保健福祉学部付属診療所	LA自	診医相教	723-0053	三原市学園町1-1	0846-60-1132
広島県	広島市こども療育センター	LA自	診医相教	732-0052	広島市東区光町2丁目15-55	082-263-0683
広島県	広島県立心身障害者コロニーわかば療育園	LA自	診医相	739-0133	東広島市八本松町米満198-1	0824-28-6672

都道府県	機関名	対象	扱区分	〒	住所	電話
広島県	松田病院	LA自	診相	734-0005	広島市南区翠4丁目13-7	082-253-1245
山口県	山口大学医学部付属病院小児科	LA自	医	755-0067	宇部市南小串1-1-1	0836-22-2258
山口県	山口リハビリテーション病院	LA自	診医相教	753-0851	山口市黒川3380	0839-21-1616
徳島県	徳島大学附属病院 小児科	LA自	診医	770-8503	徳島市蔵本町2-50-1	088-633-7135
徳島県	H.D.Aアプローチセンター	LA	相教	770-0053	徳島市南島町3-39	088-632-4322
徳島県	こどもの発達研究室きりん	LA	相教	770-0867	徳島市新南福島1-6-3	070-5750-5648
香川県	かがわ総合リハビリテーションセンター	LA自	診医相教	761-8057	高松市田村町1114	087-867-6008
香川県	香川医科大学病院精神科	LA	診医	761-0701	香川県木田郡三木町池戸1750	087-898-5111
香川県	国立療養所香川小児病院精神科	LA自	診医相	765-0000	善通寺市伏見2603	0877-62-0885
香川県	NTT高松病院	LA自	診医相	760-0076	高松市観光町649-8	087-839-9620
香川県	香川大学教育学部特別支援教室	LA自	診医相教	762-0037	坂出市青葉町2-7	0877-46-8532
愛媛県	愛媛県中央児童相談所	LA自	相	790-0824	松山市御幸2-3-45	089-922-5040
愛媛県	愛媛大学教育学部 障害児教育講座	LA自	診医相教	790-0826	松山市文京町3	089-927-9000
愛媛県	愛媛整肢療養園	LA自	診医相教	790-0811	松山市本町7-2	089-924-3845
愛媛県	つばさ発達クリニック	LA自	診医相	794-0056	今治市南日吉町3-3-51	0898-34-5991
愛媛県	なのはな子ども塾	LA自	教	791-1123	松山市東方町甲522-9	089-963-3580
福岡県	福岡市子ども総合相談センター	LA自	診相	810-0065	福岡市中央区地行浜2-1-28	092-833-3000
福岡県	北九州市立総合療育センター	LA自	診医相教	802-0803	北九州市小倉南区春ヶ丘10-2	093-922-5596
福岡県	福岡教育大学付属障害児治療教育センター	LA自	診相	811-4192	宗像市赤間729-1	0940-35-1559
福岡県	久留米大学医学部付属病院小児科	LA自	診医相	830-0011	久留米市旭町67	0942-35-3311
福岡県	福岡大病院小児科（発達心理）	LA自	診医相	814-0180	福岡市城南区七隈7-45-1	092-801-1011
福岡県	九州大学医学部付属病院精神科（小児精神）	LA自	診医	812-0180	福岡市東区馬出3-1-1	092-641-1151
福岡県	九州大学大学院人間環境学府附属発達臨床心理センター	LA自	相教	812-8581	福岡市東区箱崎6-19-1	092-642-3158
福岡県	こぐま学園	LA自	診医相	820-0017	福岡県小郡市大板井字并尻 1143-1	0942-72-7221
福岡県	心のクリニック飯塚	LA自	相診医	830-0047	福岡県飯塚市菟田西2-304-6	0948-24-1515
佐賀県	国立病院機構 肥前精神医療センター	LA自	診医	842-0104	佐賀県神埼郡東背振村三津160	0952-52-3231
佐賀県	佐賀整肢学園・こども発達医療センター	LA自	相教	849-0906	佐賀市金立町大字金立2215-27	0952-98-2211
長崎県	県立こども医療福祉センター	LA自	診医相教	854-0071	諫早市永昌東町24-3	0957-22-1300
長崎県	長崎市障害福祉センター（ハートセンター）	LA自	診医相教	852-8104	長崎市長茂町2-41	095-842-2525
長崎県	長崎大学医学部保健学科学作業療法学専攻	LA自	相教	852-8102	長崎市坂本1-7-1	095-849-7993
長崎県	子供発達センター	LA自	診医相教	857-0024	佐世保市花園町1101-1	0956-23-3945
熊本県	熊本県福祉総合相談所	LA自	相	862-0930	熊本市長嶺南2-3-3	096-381-4411
熊本県	九州ルーテル学院大学	LA自	相教	860-0862	熊本市黒髪3丁目12-16	096-343-1600
熊本県	九州看護福祉大学	L	相	865-0062	玉名市富尾888	0968-75-1800
熊本県	はっとり心療クリニック	LA自	診医相	862-0950	熊本市水前寺1-21-30-201	096-382-1324
熊本県	熊本リハビリテーション学院	LA自	教	862-0930	熊本市小山400-1	096-389-1133
熊本県	江津湖療育園	LA自	相教	862-0921	熊本市函岡町重富字餅満574	096-370-0501
大分県	別府発達医療センター	LA自	診	874-0833	別府市大字鶴見4075-1	0977-22-4185
大分県	大分特別支援教育室「フリーー」	LA自	相教	870-0820	大分市西大道1-176第二ハルキョーボ103	097-544-8902
宮崎県	宮崎県中央福祉相談センター	LA自	診相	880-0032	宮崎市霧島1-1-2	0985-26-1551
宮崎県	宮崎大学医学部附属病院 精神科	LA自	診医	889-1601	宮崎県宮崎郡清武町大字木原5200	0985-85-1744
宮崎県	宮崎県立富養園	LA自	診医相教	889-1498	宮崎県児湯郡新富町大字三納代2226-2	0983-33-1131
宮崎県	宮崎市総合発達支援センター	LA自	診医相教	880-0834	宮崎市新別府町657-4	0985-21-1616
鹿児島県	鹿児島大学付属病院小児神経科	L	医	890-8520	鹿児島市桜ヶ丘8-35-1	099-275-5111
鹿児島県	鹿児島県こども療育センター	L	診相教	890-0062	鹿児島県鹿児島市吉野町4484-2	099-244-4644
沖縄県	琉球大学医学部付属病院 精神科	LA自	医診相	903-0129	西原町字千原1	098-895-2221
沖縄県	国立療養所琉球病院	LA自	医診相	904-1201	金武町金武 7958-1	098-968-2133
沖縄県	名護療育園	LA自	診医相教	905-0006	名護市宇字茂佐1765	0980-52-0957
沖縄県	たかえすクリニック	LA自	医診相	900-0004	那覇市銘苅180-3	098-862-7422
沖縄県	ファミリーメンタルクリニック	LA自	医診相教	904-2143	沖縄県知花6-40-3	098-939-5561

VI 参考図書

■1. 入門書

書名	著書・出版社	発行年月	価格
嫌な子・ダメな子なんて言わないで ～ADHD(注意欠陥・多動性障害)を持つ子の姿と支援法	品川裕香・高山恵子、小学館	2001.10	¥1,365
LD・ADHD・高機能自閉症とは？(増補版) ～特別な教育的ニーズを持つ子ども達	山岡修他、全国LD親の会	2006.06	¥500
LD(学習障害)のすべてがわかる本	上野一彦 監修、講談社	2007.04	¥1,260
高機能自閉症・アスペルガー症候群入門 ～正しい理解と対応のために	内山登紀夫他編、中央法規出版	2002.03	¥2,100
自閉症の手引き ～あなたの隣のレインマンを知っていますか	石井哲夫他、日本自閉症協会	1995.07	¥200
ボクたちのサポーターになって!! 2 改訂版 ～ADHD 薬にできること・できないこと	田中康雄他、NPO法人えいそんくらぶ	2001.07	¥472

■2. 指導書・専門書

書名	著書・出版社	発行年月	価格
医師のための発達障害児・者診断治療ガイド ～最新の知見と支援の実践	加我牧子他、診断と治療社	2006.07	¥5,985
LD・ADHD・アスペルガー症候群 気になる子がぐんぐん伸びる授業 ～すべての子どもの個性が光る特別支援教育	品川裕香・高山恵子、小学館	2006.06	¥1,365
LD・ADHD・高機能自閉症 ～就学&学習支援	森孝一、明治図書出版	2003.08	¥1,848
LD・ADHD・高機能自閉症の子どもの指導ガイド	国立特殊教育総合研究所、東洋館出版社	2005.03	¥1,995
LD・ADHD・自閉症・アスペルガー症候群「気がかりな子」の理解と援助	「児童心理」編集委員会編、金子書房	2005.01	¥1,575
LD・ADHD(ひとりてできる力)を育てる ～指導・支援・個別教育計画作成の実際	長澤正樹他、川島書店	2003.05	¥2,310
LD、ADHDなどの子どもへの場面別サポートガイド ～通常の学級の先生のための特別支援教育	高橋あつ子、ほんの森出版	2004.05	¥1,890
LD・ADHDの理解と支援 ～学校での心理臨床活動と軽度発達障害	牟田悦子編、有斐閣選書	2005.01	¥1,785
LD(学習障害)とADHD(注意欠陥多動性障害)	上野一彦、講談社+α新書	2003.05	¥819
LDとディスレクシア(読み書き障害)～子供たちの「学び」と「個性」 園での「気になる子」対応ガイド	上野一彦、講談社+α新書 野呂文行、ひかりのくに	2006.12 2006.09	¥840 ¥1,575
～保育場面別Q&A・保護者他との関わり・問題行動への対応など 親・教師・保育者のための遅れのある幼児の子育て	寺山千代子・中根晃、教育出版	2003.11	¥2,310
～自閉症スペクトラム、ADHD、LD、高機能自閉症、アスペルガー障害児の理解と援助 学習者の多様なニーズと教育政策	柘植雅義、勁草書房	2004.10	¥2,730
～LD・ADHD・高機能自閉症への特別支援教育			
学習障害(LD)～理解とサポートのために	柘植雅義、中公新書	2002.06	¥714
学習障害(LD)への教育的支援～全国モデル事業の実際	文部科学省、ぎょうせい	2002.10	¥2,100
『気になる子』の保育と就学支援	無藤隆・柘植雅義他、東洋館出版社	2005.08	¥2,940
～幼児期におけるLD・ADHD・高機能自閉症等の指導			
教室でできる特別支援教育のアイデア172 小学校編 ～シリーズ教室で行う特別支援教育	月森久江編、図書文化社	2005.11	¥2,520
教師とスクールカウンセラーのためのやさしい精神医学〈1〉 ～LD・広汎性発達障害・ADHD編	森俊夫、ほんの森出版	2006.10	¥2,100
軽度発達障害のある子のライフサイクルに合わせた理解と対応 ～「仮に」理解して、「実際に」支援するために	田中康雄、学習研究社	2006.03	¥2,100
軽度発達障害の教育～LD・ADHD・高機能PDD等への特別支援	上野一彦他編、日本文化科学社	2006.08	¥1,890

書名	著書・出版社	発行年月	価格
広汎性発達障害の子どもたち ～高機能自閉症・アスペルガー症候群を知るために	辻井正次、ブレーン出版	2004.09	¥1,680
広汎性発達障害の子どもと医療	市川宏伸、かもがわ出版	2004.08	¥1,260
子どもと家族を支える特別支援教育へのナビゲーション	瀬戸口裕二他、明治図書出版	2006.02	¥2,268
自閉症ガイドブック シリーズ1 乳幼児 編	日本自閉症協会、日本自閉症協会	2001.12	¥500
自閉症ガイドブック シリーズ2 学齢期 編	日本自閉症協会、日本自閉症協会	2002.03	¥700
自閉症ガイドブック シリーズ3 思春期 編	日本自閉症協会、日本自閉症協会	2003.03	¥800
小・中学校におけるLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)、 高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン(試案)	文部科学省、東洋館出版社	2004.03	¥1,260
すぐに役立つ自閉症児の特別支援Q&Aマニュアル ～通常の学級の先生方のために	廣瀬由美子他、東京書籍	2004.05	¥1,050
育てにくい子にはわけがある ～感覚統合が教えてくれたもの	木村順、大月書店	2006.03	¥1,575
「ちょっと気になる子ども」の理解、援助、保育 ～LD、ADHD、アスペルガー、高機能自閉症児	別府悦子、ちいさいなかま社	2006.08	¥1,365
通常の学級担任がつくる個別の指導計画 ～特別な支援が必要な子どもたちへ	廣瀬由美子・佐藤克敏、東洋館出版社	2006.03	¥1,365
つまずきのある子の学習支援と学級経営 ～通常の学級におけるLD・ADHD・高機能自閉症の指導	吉田昌義他、東洋館出版社	2003.10	¥2,940
特別支援教育推進体制モデル事業の実践 ～LD・ADHD・高機能自閉症等への支援	文部科学省、ぎょうせい	2005.11	¥3,700
日本LD学会LD・ADHD等関連用語集	日本LD学会編、日本文化科学社	2004.09	¥1,250
発達障害者支援法ガイドブック	発達障害者支援法がわかる編集委員会編、河出書房新社	2005.05	¥2,940
発達障がいを持つ子の「いいところ」応援計画	阿部利彦、ぶどう社	2006.10	¥1,785
みんな違ってみんないい ～学級崩壊の教訓を生かした特別支援教育へ	品川裕香他、NPO法人えじそんくらぶ	2003.10	¥525
盲・聾・養護学校における「個別の教育支援計画」 ～平成16年度文部科学省委嘱「盲・聾・養護学校における「個別の教育支援計画」に関する調査研究事業」(報告書)	全国特殊学校長会、ジアース教育新社	2005.09	¥1,500
わかってほしい! 気になる子	田中康雄、学習研究社	2004.10	¥1,680

■3. 親・本人などの手記など

書名	著書・出版社	発行年月	価格
おもちゃのくにおうじさま ～私が今まで知らずに生きてこられたのはADHD、LD、自閉症といわれる、この子がいたから!	内田麻菜美、ヴォイス	2002.01	¥1,470
心からのごめんさいへ ～一人ひとりの個性に合わせた教育を導入した少年院の挑戦	品川裕香、中央法規出版	2005.07	¥1,995
自閉症だったわたしへ	ドナ・ウィリアムズ、新潮文庫	2000.06	¥820
ぼくは、ディスレクシア ～読み書きが困難な学習障害(LD)の息子と母の成長物語	リサ・ワインスタイン、河出書房新社	2005.09	¥2,100

■4. 子ども向けの図書

書名	著書・出版社	発行年月	価格
LD(学習障害)の子どもたち ＜障害を知る本 8＞	稲沢潤子他、大月書店	1998.11	¥1,890
自閉症の子どもたち ＜障害を知る本 7＞	稲沢潤子他、大月書店	1998.10	¥1,890
ディスレクシアってなあに? ふしぎだね!?アスペルガー症候群(高機能自閉症)のおともたち ＜発達と障害を考える本 2＞	ローレン・E・モイニハン他、明石書店 安倍陽子他編、ミネルヴァ書房	2006.11 2006.03	¥1,260 ¥1,890
ふしぎだね!?ADHD(注意欠陥多動性障害)のおともたち ＜発達と障害を考える本 4＞	えじそんくらぶ、高山恵子編、ミネルヴァ書房	2006.06	¥1,890
ふしぎだね!?LD(学習障害)のおともたち ＜発達と障害を考える本 3＞	内山登紀夫、神奈川LD協会編、ミネルヴァ書房	2006.05	¥1,890
ふしぎだね!?自閉症のおともたち ＜発達と障害を考える本 1＞	諏訪利明他編、ミネルヴァ書房	2006.03	¥1,890

監修	山岡 修 (日本発達障害ネットワーク・代表)
	田中 康雄 (日本発達障害ネットワーク・副代表、北海道大学大学院・教授)
編集委員	山岡 修 (日本発達障害ネットワーク・代表)
	氏田 照子 (日本発達障害ネットワーク・副代表、日本自閉症協会・副会長)
	尾崎 ミオ (日本自閉症協会東京都支部副支部長)
	内藤 孝子 (全国LD親の会・副会長)

発達障害の早期発見、早期支援ガイドブック

2007年3月31日 発行

編集・発行 日本発達障害ネットワーク
住所：〒105-0013 東京都港区浜松町1-20-2 村瀬ビル3F
電話：03-6240-0674 FAX：03-6240-0671
URL：http://iddnet.jp/ Email：office@jddnet.jp

印刷・製本 中央精版印刷株式会社

デザイン・DTP 新西聡明 (新西デザイン事務所)
イラスト 加賀さやか
編集協力 アジュール・プロダクション

©Japan Developmental Disabilities Network 2007 Printed in Japan

◆この冊子は、平成18年度障害者保健福祉推進事業（障害者自立支援調査研究プロジェクト）の補助金を受け発行したものです。

